

高松港の機能継続のための対応指針（改訂）

高松港連絡協議会 平成 29 年 2 月 24 日

目 次

改訂の背景と目的	1
1. 対応指針素案について	2
2. 高松港周辺における南海トラフの最大クラスの地震による被災想定	3
3. 各種活動全体の流れ	8
4. 被災施設応急復旧活動について	9
5. 緊急物資輸送活動について	18
6. 企業物流継続活動について	24
7. 人の海上輸送活動について	32

改訂の背景と目的

(1)「高松港 BCP」の策定およびその後の経緯

平成 23 年に発生した東日本大震災では、東北地方と関東地方の太平洋側沿岸周辺で未曾有の被害をもたらした。高松港においては、「高松港の機能継続のための対応指針」、「高松港の機能継続のための活動指針」（高松港連絡協議会、平成 23 年 9 月）が策定、公表されてから既に 5 年が経過（平成 28 年 10 月時点）している。

その後、東日本大震災の被害を踏まえ、内閣府による新たな被災想定が公表され、各港湾や四国全体の広域的な海上輸送に関する事業継続計画（BCP）が検討されるとともに、各種の訓練が実施されるなど、PDCA サイクルに沿った活動が継続的に行われており、港湾機能の継続における課題・問題点が明らかになってきた。

また、平成 27 年 12 月には、「香川県国土強靱化地域計画」が策定され、香川県が「四国の防災拠点」として機能することを目指しており、大規模かつ広域的な災害発生時において高松港の果たすべき役割は極めて重要であると言える。

このような背景の下、これまでの高松港の機能継続のための対応指針および活動指針について改訂することとした。

<経緯>

平成 23 年 3 月	東日本大震災発生
平成 23 年 9 月	「高松港の機能継続のための対応指針」、「高松港の機能継続のための活動指針」の策定、公表
平成 26 年 3 月	「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」
平成 26 年 6 月	国土強靱化基本計画（閣議決定）
平成 27 年 3 月	「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」公表
平成 27 年 12 月	香川県国土強靱化地域計画策定

(2) 改訂の目的

今改訂では、高松港の機能継続に関するこれまでの検討成果や訓練の課題・問題点について、以下の点を対応指針および活動指針に反映する。そして高松港の機能継続のための対応指針および活動指針が、高松港における最大クラスの地震・津波による被害が発生した際の有効な指針となるよう改訂することを目的とする。

（主な改訂点）

- ・レベル 2 地震・津波※¹への対応
- ・情報伝達訓練を踏まえた改善
- ・「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」※²の反映
- ・香川県国土強靱化地域計画（平成 27 年 12 月、香川県）、香川県地域防災計画（香川県防災会議）、高松市地域防災計画（高松市防災会議）の反映
- ・「災害発生時における緊急的な応急復旧対策業務に関する包括的協定」の反映

※ 1：高松市における最大クラスの地震による被害想定の中で最も影響の大きい地震として南海トラフの最大クラスの地震、津波は南海トラフの最大クラスの津波とした。

※ 2：「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」、平成 26 年 3 月、四国の港湾における地震・津波対策検討会

1. 対応指針について

(1) 本指針の持つ意味・役割

- ・ 高松港の災害時事業継続計画（高松港BCP）は、四国及び瀬戸内海島しょ部の地域住民の生活、経済活動における高松港の重要性を認識し、多数の関係者により支えられている港湾機能の特殊性に配慮し、大規模災害時の各種活動（被災施設応急復旧活動、緊急物資輸送活動、企業物流継続活動、人の海上輸送活動）の方向性、各関係者に期待される事項等、関係者間で共有すべき必要最小限の事項について、現時点でまとめたものである。
- ・ 高松港BCPにおいて、対応指針は被災施設応急復旧活動、緊急物資輸送活動、企業物流継続活動、人の海上輸送活動の4つの活動について、それぞれの活動の目標、各関係者の対応行動等についての大枠を示すものであり、高松港BCPを実施する上での根幹となるものである。
- ・ 多数の関係者の協働により支えられる港湾BCPは、港湾関係者が個々のBCPを作成し、それに取り組むことで初めて共通の目標が達成されるものであり、対応指針は個々の港湾関係者がBCPを作成するために関係者が参照する指針の一つとなる。

(2) 本指針と防災業務計画、地域防災計画との関係

- ・ 国や地方自治体においては、災害対策基本法に基づく防災業務計画、地域防災計画に基づき、それらに規定のない事項も含め、災害時の活動の組織体制、対応が計画されているが、具体的な官民の時間目標や対応の手順（活動シナリオ）が示されているわけではない。
- ・ このため、本指針においては、防災業務計画や地域防災計画で定められた対応行動の枠組みに従い、本BCPの活動テーマである4つの活動（被災施設応急復旧活動、緊急物資輸送活動、企業物流継続活動、人の海上輸送活動）の目標を実現するための、概ねの時間目標と行動シナリオをとりまとめた。
- ・ 本指針で示す活動は、防災業務計画や地域防災計画を基に、高松港の各港湾関係者の立場にたって、より詳細な関係者別の実施すべき内容を現時点の案として具体化したものである。

(3) 本指針の継続的な改善

- ・ 本指針をより実効的なものとするため、訓練等の実施により高松港の現状からみた指針の問題点を抽出し、それに対する改善策を策定して内容を改善するPDCAの手法により、継続的に改善してゆくものとする。

2. 高松港周辺における南海トラフの最大クラスの地震による被災想定

南海トラフの最大クラスの地震において、前提として想定する地震と発災直後の高松市周辺の状況、その下での高松市周辺の被災想定について以下に示す。

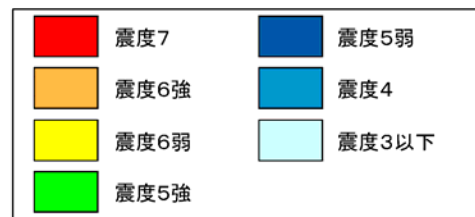
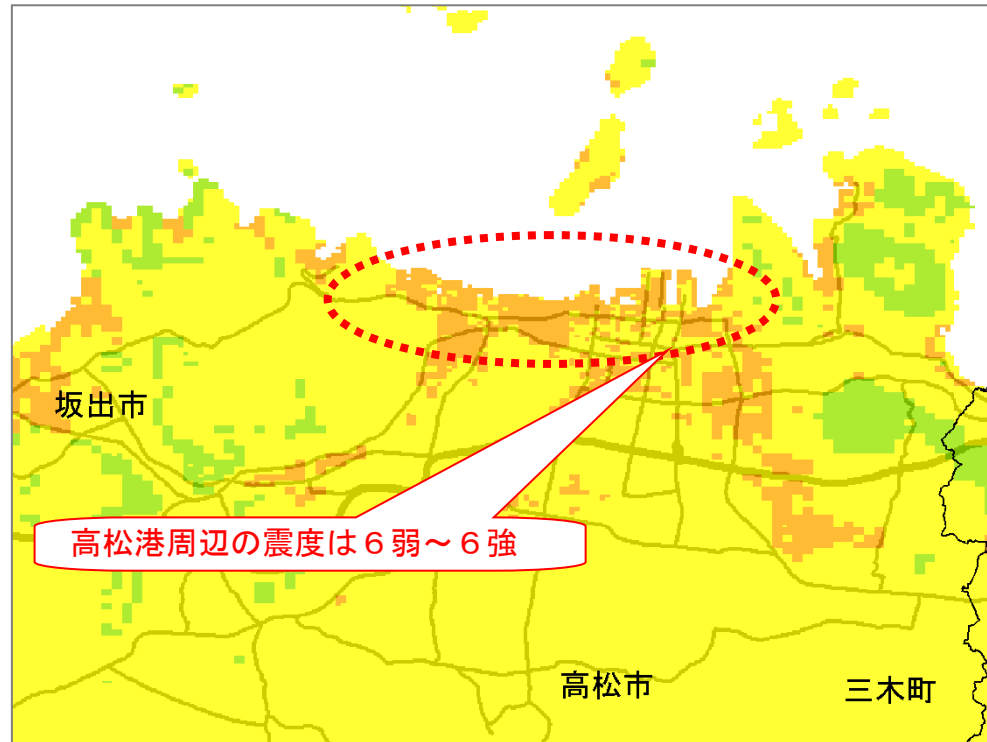
表 前提として想定する地震等

● 南海トラフの最大クラスの地震の想定内容	
・ 想定地震	南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（Mw9.0、最大震度6強） （出典「香川県地震・津波被害想定第二次公表報告書」（香川県危機管理総局危機管理課、平成25年8月）
・ 津波	津波の高さは3.8m（浸水面積1,701ヘクタール）
・ 気象・海象	風速は各地の平均風速を基本として設定
・ 電力	電力供給は26万件が停電（高松市 停電率100%）
・ 通信条件	電話は7.1万回線が不通（高松市 固定電話の不通回線率78%、携帯電話の停波基地局率70%）
・ 交通条件	朝日地区（耐震強化岸壁）へのアプローチは優先水域の水域啓開後に海上から可能
・ その他	津波は複数回にわたって来襲
● その他の組織体制等	
・ 「大規模地震防災・減災対策大綱」（平成26年3月、中央防災会議）等を基本として、枠組みを考えるものとする。	
● 想定される事態	
・ 臨海部の多くにおいて、液状化が発生することが想定され、海岸域の埋立地で顕著である。また山地の河川沿い等の沖積地や河川等の埋立地などでも液状化が発生する区域が存在すると想定される。	
・ 地震、津波による建物被害（全壊、冬18時）は高松市全体で約6,100棟発生すると想定される。 （出典「香川県地震・津波被害想定第二次公表報告書」（香川県危機管理総局危機管理課、平成25年8月）	

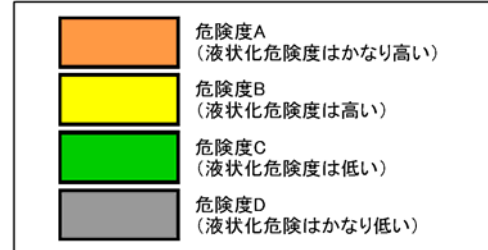
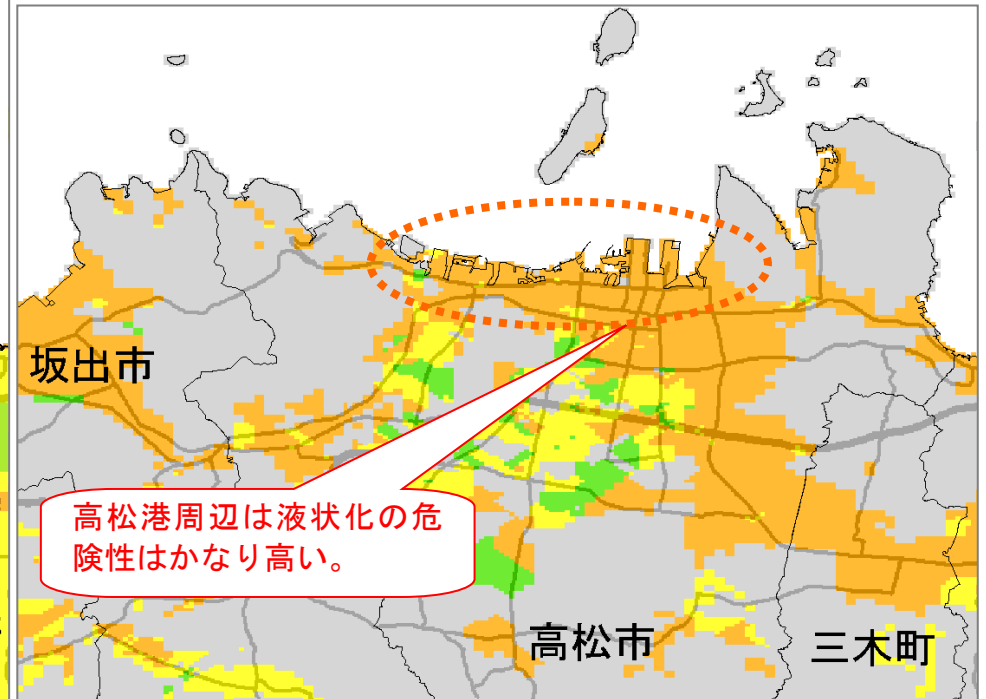
Mw：モーメントマグニチュード

図 南海トラフの最大クラスの地震（Mw9.0）の被災想定

○震度分布図（南海トラフの最大クラスの地震）



○液状化危険度予測図（南海トラフの最大クラスの地震）

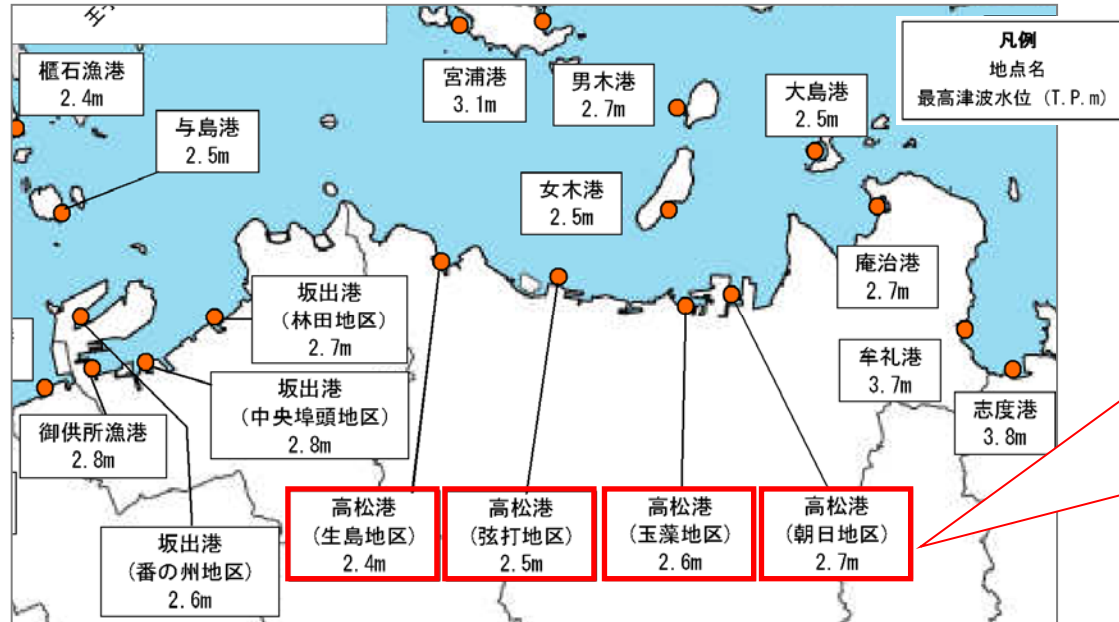


※液状化の予測は、香川県で収集したボーリング調査（地面の地層を確認する調査）のデータから、地層の種類毎に液状化の可能性ある地層を対象として、地表面の液状化の危険度を算出します。

出典：「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（香川県危機管理総局危機管理課、平成25年3月31日）

図 最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）

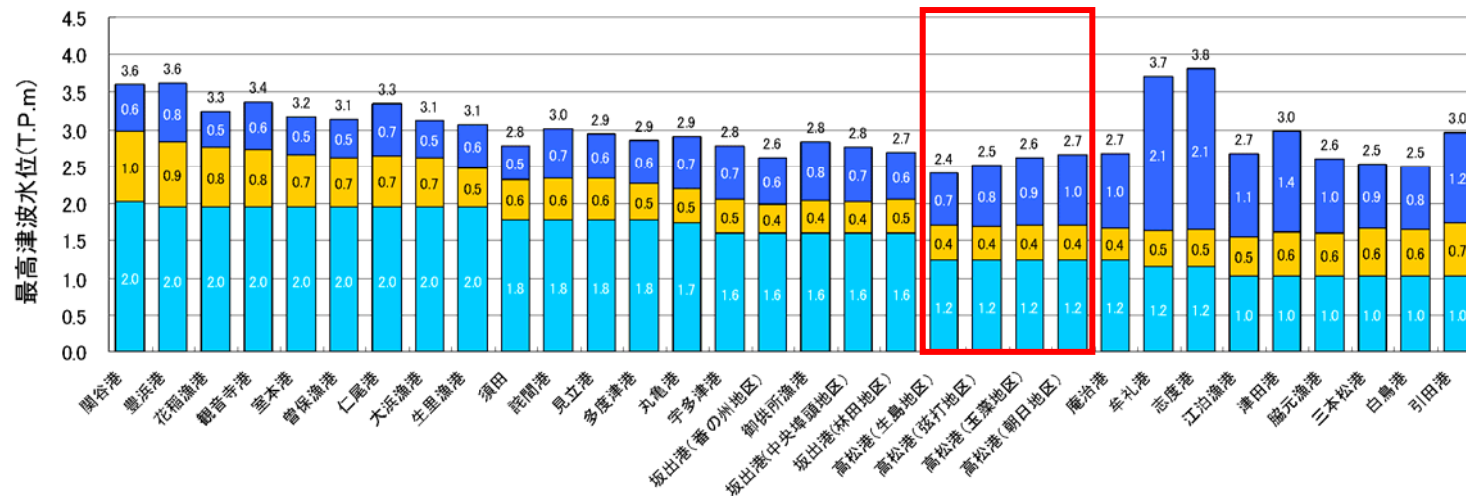
○最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



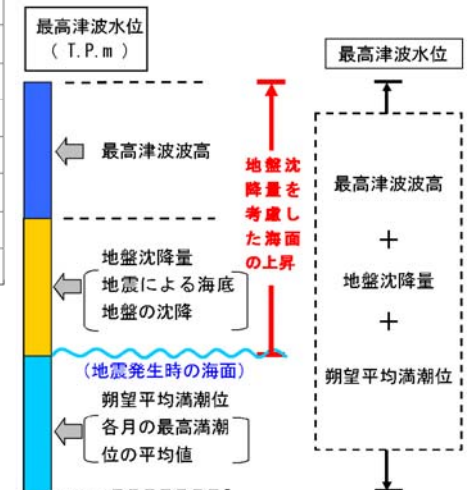
南海トラフを震源とする最大クラス的大海溝型地震 (Mw モーメントマグニチュード 9.0) が発生した場合、高松港の 4 地区 (生島地区、弦打地区、玉藻地区、朝日地区) における最高津波水位は、約 T.P.+2.4m~+2.7m であり、地震発生約 10~17 分後から海面変動影響※が始まる。

※地震発生直後の海面に±20cm の変動が生じるまでの時間です。

※主に、外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。



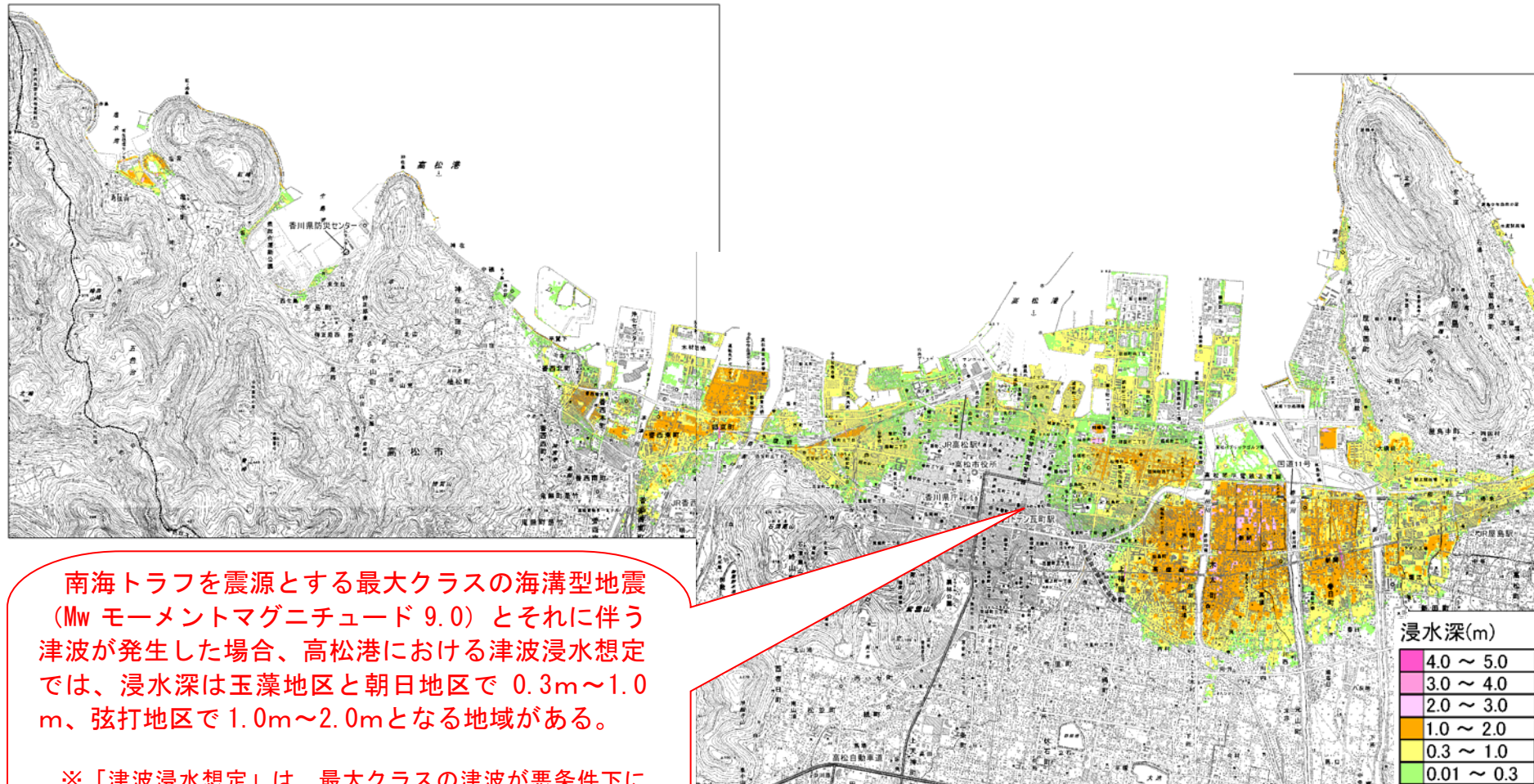
最高津波水位の説明



出典：「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（香川県危機管理総局危機管理課、平成 25 年 3 月 31 日）

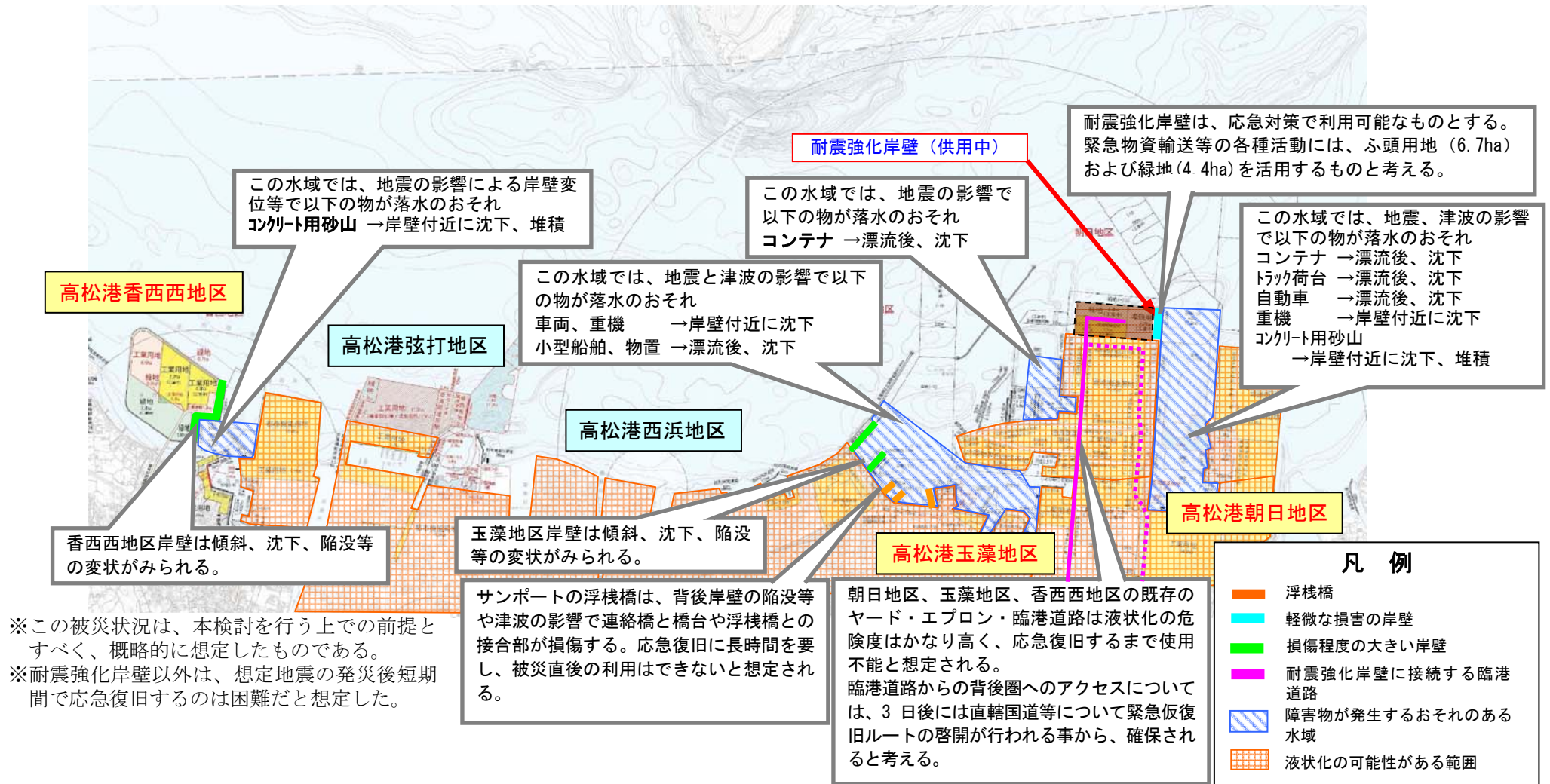
図 高松港周辺の津波浸水想定

○津波浸水想定図（南海トラフの最大クラスの津波）



出典：「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（香川県危機管理総局危機管理課、平成 25 年 3 月 31 日）

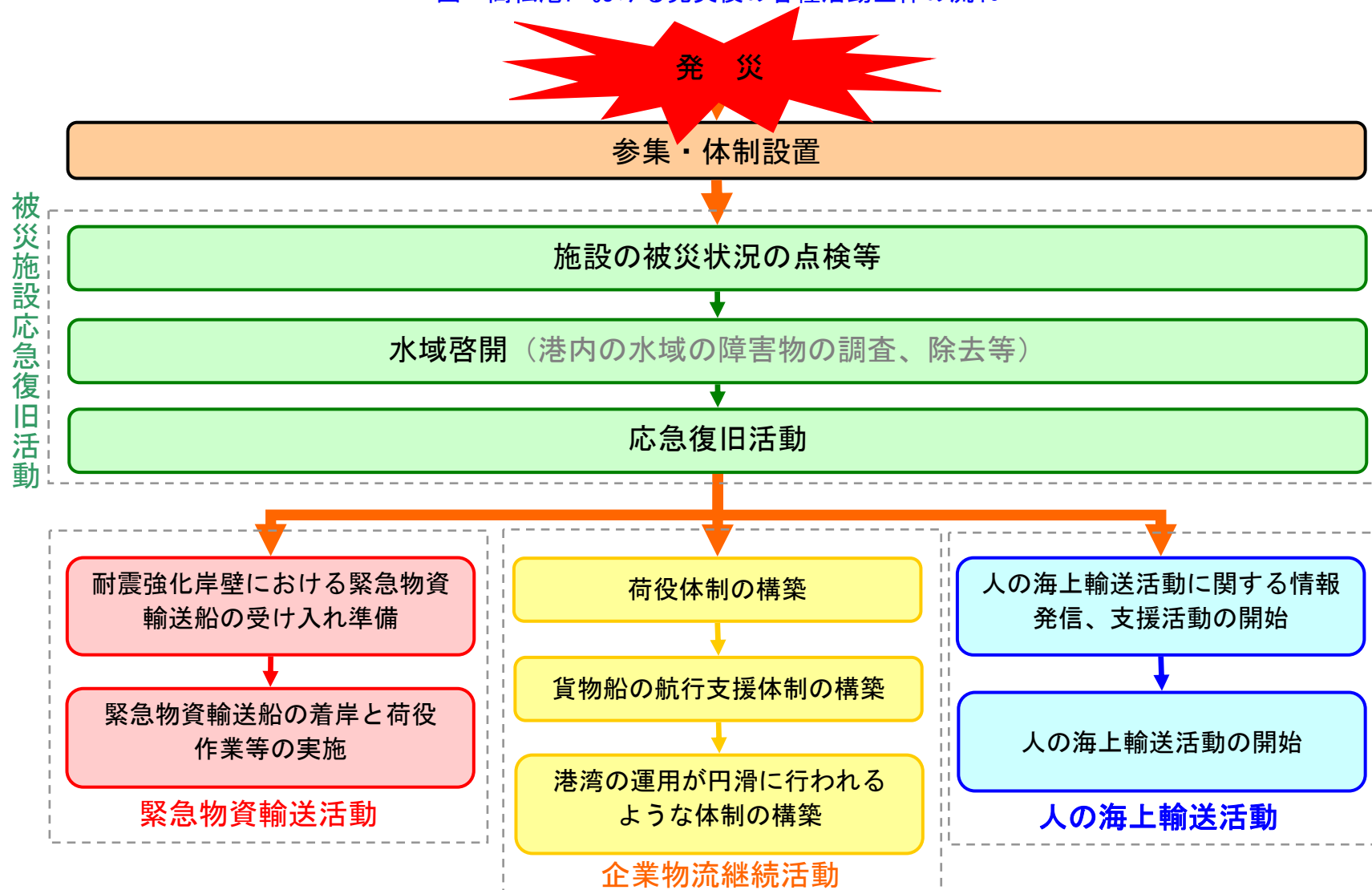
図 高松港で想定する港湾施設とその周辺の水域の被災状況



3. 各種活動全体の流れ

高松港において発災後に実施する緊急物資輸送活動、企業物流継続活動、人の海上輸送活動、被災施設応急復旧活動の流れの概要について、以下に示す。

図 高松港における発災後の各種活動全体の流れ



4. 被災施設応急復旧活動について

(1) 目標

① 背景

「南海トラフを震源とする地震」など大規模かつ広域的な災害の発生時に「四国の防災拠点」としての役割が期待されている香川県域において、高松港は緊急物資等の海上輸送活動等における極めて重要な社会基盤であり、その港湾機能の迅速な復旧、機能回復は、高松市などの直背後地域のみならず香川県域、ひいては四国地域全体の復興に向けた各種活動に不可欠である。

そこで、港湾施設の応急復旧活動を実施するにあたっては、海上からの受援・救援活動が必要な箇所や地域防災計画で緊急輸送の拠点に位置づけられている岸壁の利用を第一に、被災程度の比較的軽い施設の利用も視野に入れた応急復旧を図ることが重要である。

なお、被災した施設の応急復旧のほか、津波による貨物等の流出の発生を防ぐ事前減災対策についても考慮する必要がある。

② 目標の設定

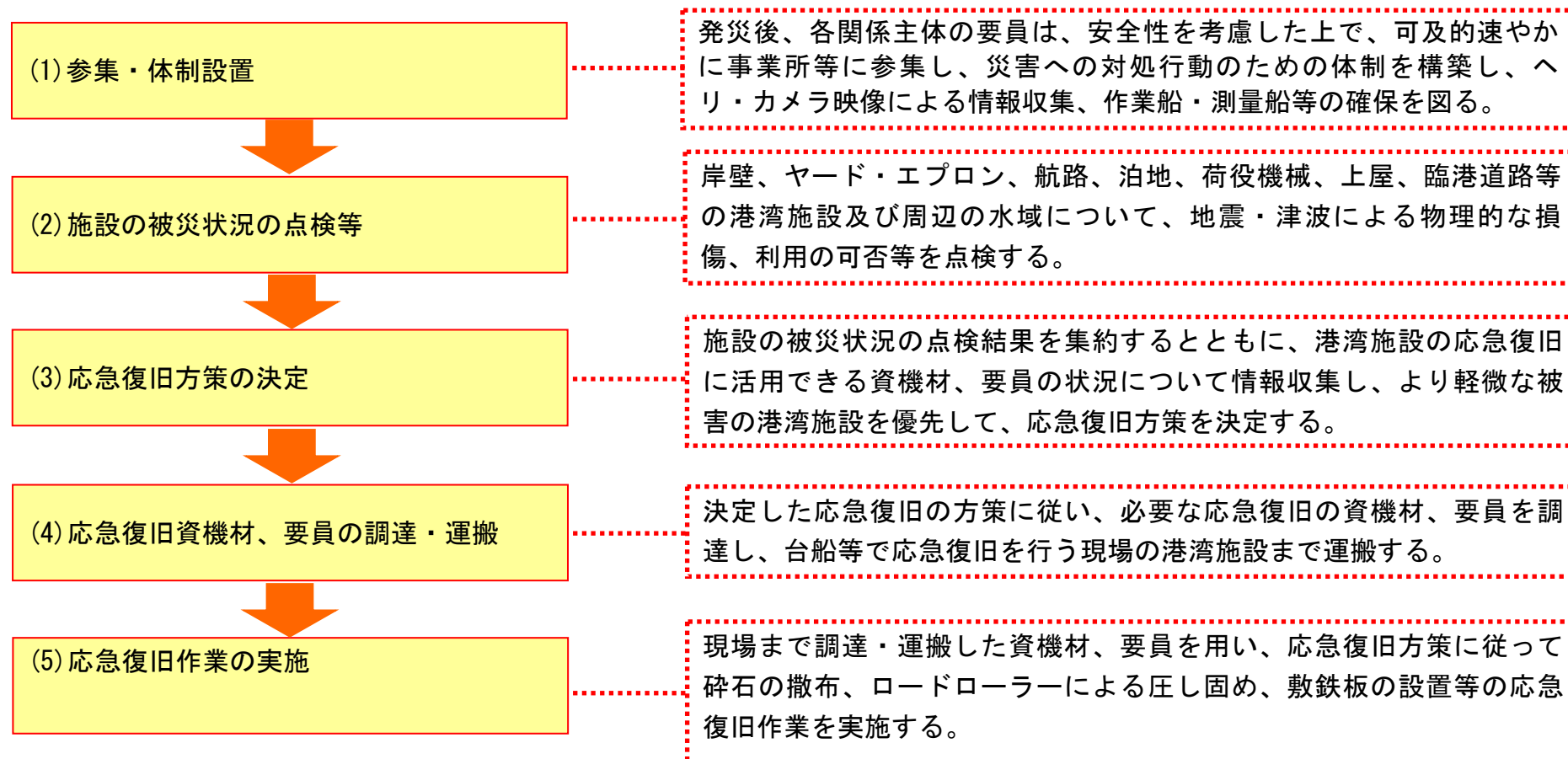
以下の項目の実現を目標とする。

- [1] 発災から次に示す時間以内に、対象とする港湾施設の被災状況の点検を終了する。高松港朝日地区耐震強化岸壁、玉藻地区県営浮棧橋とその周辺は 31 時間以内、香西西地区・玉藻地区(県営浮棧橋を除く)、朝日地区 C 地区は 59 時間以内。
- [2] 発災から次に示す時間以内に、次の各地区に至る港内の航路・泊地等について緊急物資輸送船の入出港を可能にするための水域啓開を終了する。高松港玉藻地区、朝日地区、香西西地区は 71 時間以内。
- [3] 発災から次に示す時間以内に、次の各地区に至る水域の沈水物の除去等を終了する。高松港朝日地区、玉藻地区は 1 週間以内、香西西地区は 2 週間以内。
- [4] 発災から次に示す時間以内に、対象とする港湾施設の応急復旧を終了する。朝日地区耐震強化岸壁とその周辺は 59 時間以内、玉藻地区(中央突堤を除く)は 1 週間以内、香西西地区は 2 週間以内、朝日地区 C 地区と玉藻地区中央突堤は 1 ヶ月以内。

(2) 対処行動と目標時間

① 対処行動

各関係者の対処行動の流れを以下に示す。



②対処行動の実施方針と目標時間（案）

	対象地区	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行動目標
参集・体制設置		3 時間以内	参集場所の付近や、参集場所が津波の影響を受けない場所にある者は、参集する。
		9 時間以内	体制を設置し、点検・啓開を要請する。
		12 時間以内	各機関の災害時の指揮命令系統に従い、安否確認を行う。
		20 時間以内	ヘリ・カメラ映像等の情報収集、作業船・測量機器を確保する。
		26 時間以内 (3 時間以内)	参集により津波の被害を受けるおそれのある者は、津波警報の解除の後に参集する。
施設の被災状況の点検等	朝日	27 時間以内 (4 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
	香西西 玉藻	27 時間以内 (4 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）の被災状況の点検を開始する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）の被災状況の点検を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日、香西西、玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開を開始する。（※優先区域の啓開時間 40 時間 ^{*1} と想定）
		71 時間以内 (48 時間以内)	玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開を終了する。
			朝日、香西西地区に至る水域について、緊急の水域啓開を終了する。
応急復旧方策の決定	朝日	31 時間以内 (8 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の情報を集約する。
			朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧に活用できる資機材、要員の状況について情報収集する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）応急復旧方策を決定する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後^{*1}に解除されるものと仮定している。

(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象地区	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除*からの経過時間)	行動目標
応急復旧方策の決定	朝日	65 時間以内 (42 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の情報を集約する。 朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設の応急復旧のため、必要な資機材の状況について情報収集する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設の応急復旧方策を決定する。
	香西西玉藻	65 時間以内 (42 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（県営浮桟橋、岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の情報を集約する。 香西西、玉藻地区の港湾施設（県営浮桟橋、岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧のため、必要な資機材の状況について情報収集する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（県営浮桟橋、岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。
応急復旧資機材、要員の調達・運搬	朝日	35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧のため、必要な資機材、要員を調達し、応急復旧の現場まで運搬する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設の応急復旧のため、必要な資機材、要員を調達し、応急復旧の現場まで運搬する。
	香西西玉藻	71 時間以内 (48 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（県営浮桟橋、岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧のため、必要な資機材、要員を調達し、応急復旧の現場まで運搬する。
応急復旧作業の実施	朝日	35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧作業を開始する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設の応急復旧作業を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の応急復旧作業を完了する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺施設の供用を開始する。
		1 週間以内	朝日地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※¹に解除されるものと仮定している。

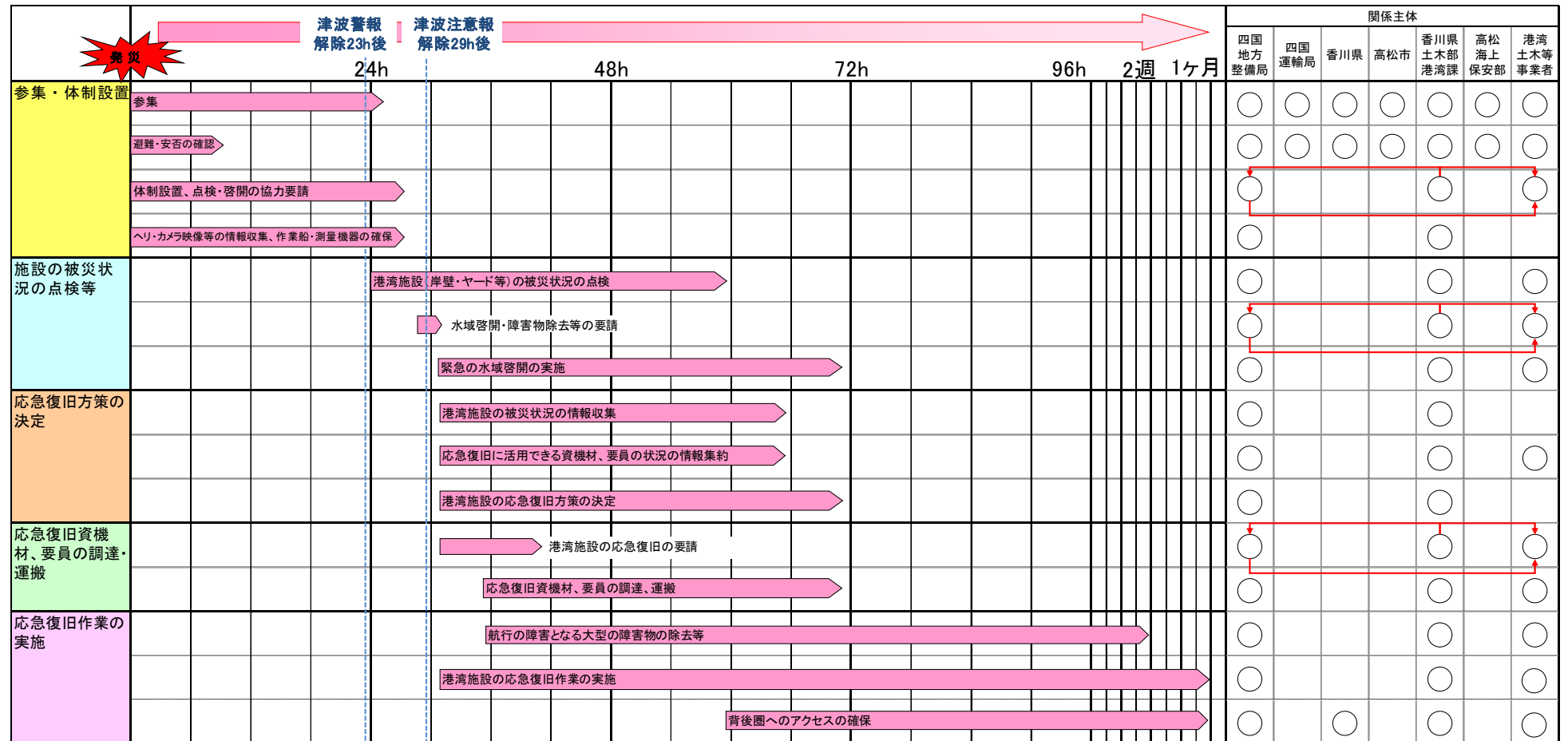
(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象地区	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行動目標
応急復旧作業の実施	朝日	1ヶ月以内	朝日地区C地区に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			朝日地区C地区の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
	香西西 玉藻	71時間以内(48時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（県営浮桟橋、岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
			（玉藻地区）接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			県営浮桟橋、岸壁の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
			玉藻地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		2週間以内	（香西西地区）接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			対象とする港湾施設の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
			香西西地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		1ヶ月以内	（玉藻地区中央突堤）接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			玉藻地区中央突堤の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。

*:前提条件として、津波警報は発災23時間後※¹に解除されるものと仮定している。

(※¹「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成26年3月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

図 対処行動の流れと関係主体（案）



※国、自治体の関係主体には、原則として各機関の災害対策本部、出先機関も含まれる。

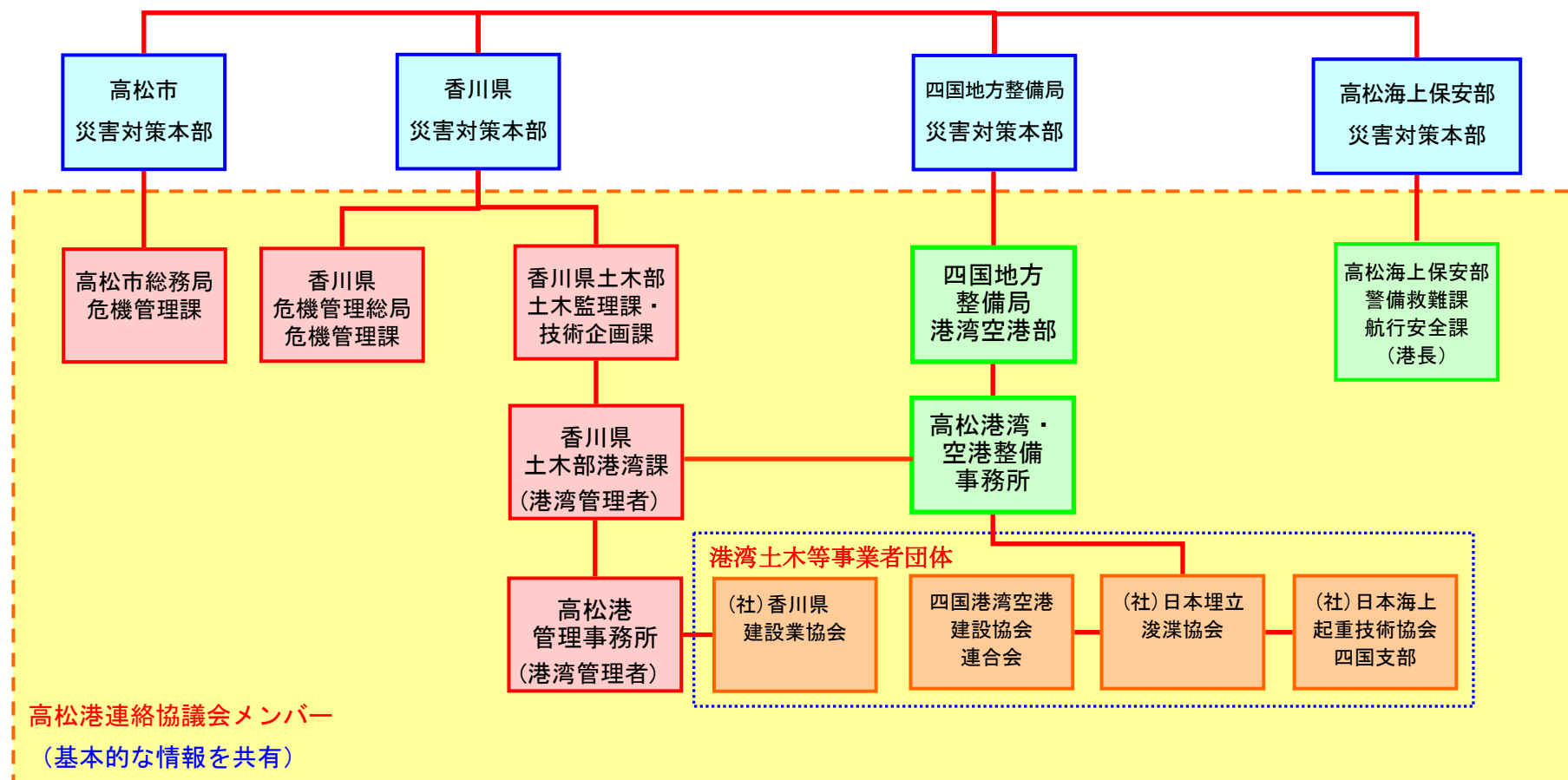
→ 関係機関への要請

(3) 業務継続のための情報連絡系統

① 全体の連携体制

- ・被災施設応急復旧活動全体としては、以下のような関係主体の連携体制により実施する。
- ・基本的には、通常業務の関係を活かし、必要に応じて港湾管理者及び国を中心とした横断的な連携活動を実施する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 被災施設応急復旧全体の関係主体の連携体制



②関係者間における対処行動の情報疎通体制

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 施設の被災状況の点検での情報収集

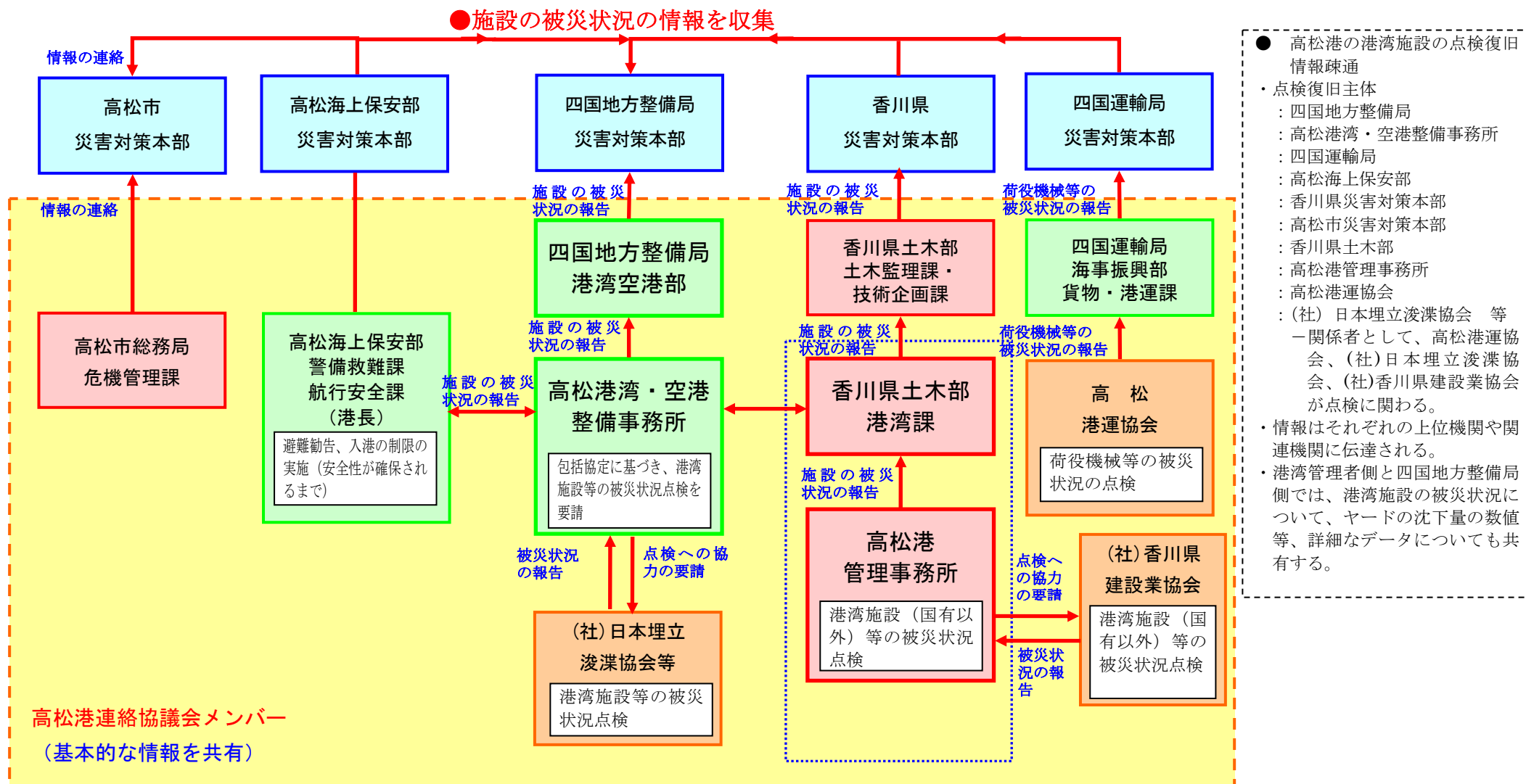
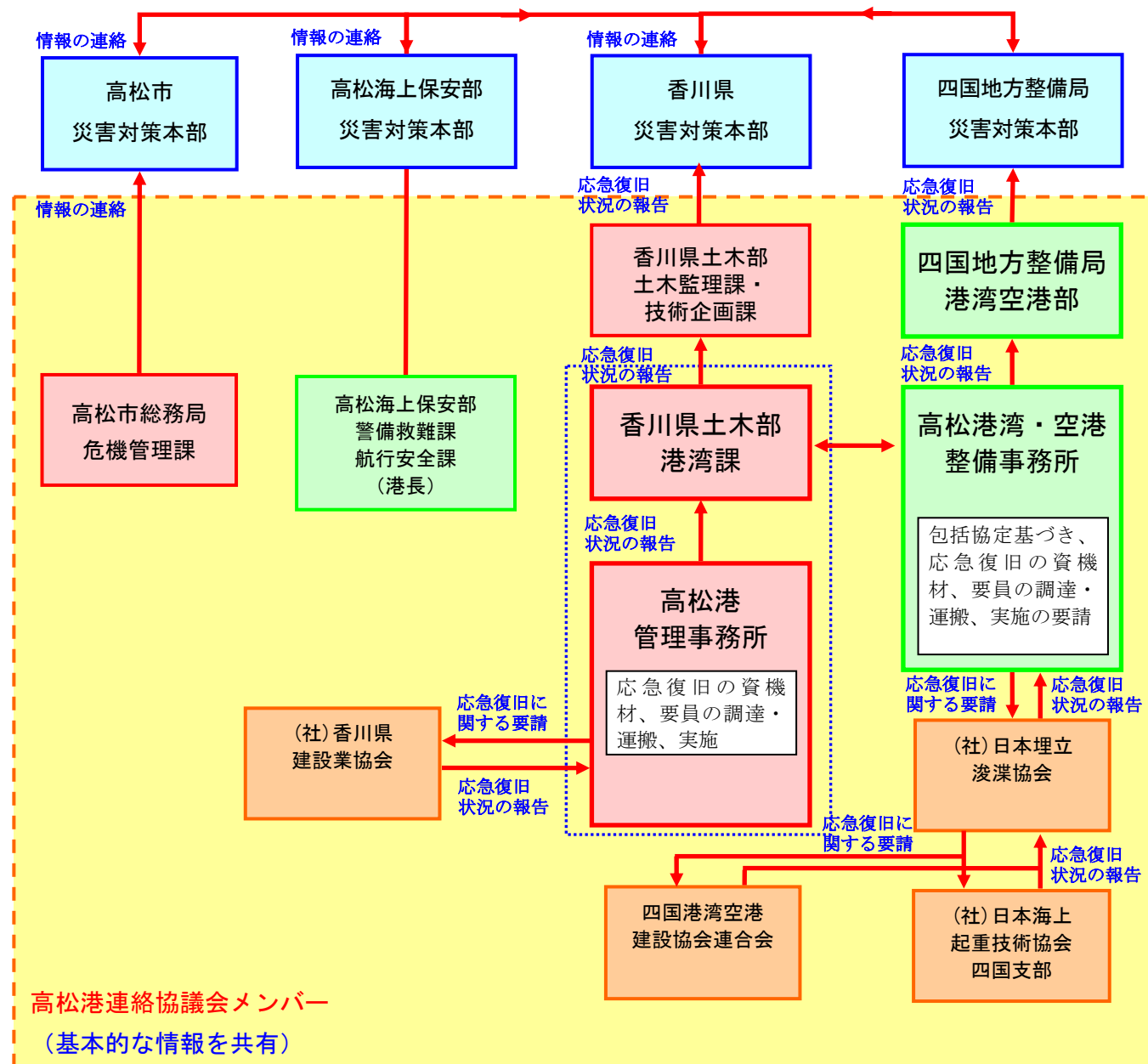


図 応急復旧の資機材、要員の調達・運搬、実施における情報疎通



● 応急復旧の資機材、要員の調達、実施における情報疎通

・ 関係主体

- ： 四国地方整備局
- ： 高松港湾・空港整備事務所
- ： 香川県災害対策本部
- ： 高松市災害対策本部
- ： 香川県土木部
- ： 高松港管理事務所
- ： 高松港運協会
- ： (社) 日本埋立浚渫協会 等
- － 応急復旧の実動部隊として、(社) 日本埋立浚渫協会、四国港湾空港建設協会連合会、(社) 日本海上起重技術協会四国支部、(社) 香川県建設業協会が関わる。

・ 情報はそれぞれの上位機関や関連機関に伝達される。

・ 港湾管理者側と四国地方整備局側では、港湾施設の被災状況について、ヤードの沈下量の数値等、詳細なデータについても共有する。

5. 緊急物資輸送活動について

(1) 目標

①背景

大規模な地震等が発生する際、通常は家屋等の建物に多くの被害が生じ、多くの罹災者が避難者として学校、公民館等に設置される避難所へと避難する。避難者用の食糧等は、避難が長期に渡る場合、避難者用の食料等を外部から調達し、補給する必要がある。

しかし、大規模な地震が発生する際、通常は道路、鉄道等の交通インフラも被災し、物流機能が停滞することを考慮すると、避難所へ迅速に必要な量の物資を輸送するためには、輸送手段の多様化が必要となると考えられる。

特に海に面した地域の場合、船舶による海上輸送も有効な輸送手段となり、香川県地域防災計画、高松市地域防災計画においても、災害時の避難者への緊急物資の輸送について、車両、船舶等による緊急輸送にて実施することが規定されている。

現在高松港では、朝日地区の耐震強化岸壁は被災後でも応急対策で利用可能と想定されるので、災害時には当該岸壁を活用して緊急物資輸送船舶の受入れを行い、同岸壁背後において緊急物資の陸揚げ、方面別仕分け等を行うものとする。

②目標の設定

以下の項目の実現を目標とする。

- [1] 発災から 71 時間以内に、高松港朝日地区の耐震強化岸壁へ緊急物資輸送船舶を受け入れ、緊急物資の荷役を開始する。
- [2] 発災から 95 時間以内に、耐震強化岸壁から輸送拠点（一次（広域）物資拠点（サンメッセ香川）等）を経由して、各避難所へ緊急物資が届くようにする。
- [3] 緊急物資の取扱量は、1 日 500 トンを目安とする。

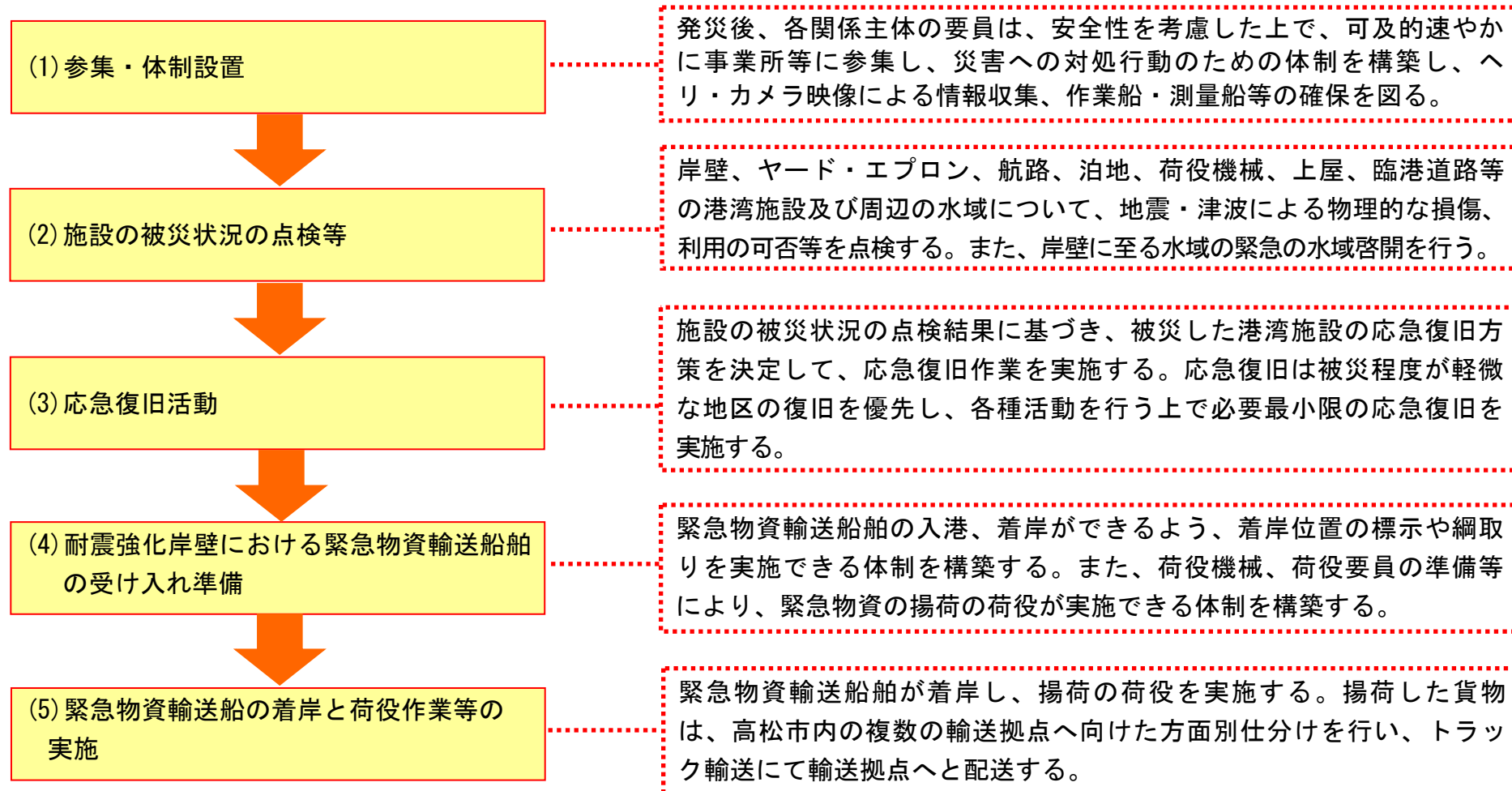
※「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」（平成26年3月、四国の港湾における地震・津波対策検討会）に整合させて計画。

※前提条件として、津波警報は発災 23 時間後に解除されるものと仮定している。

(2) 対処行動と目標時間

① 対処行動

各関係者の対処行動の流れを以下に示す。



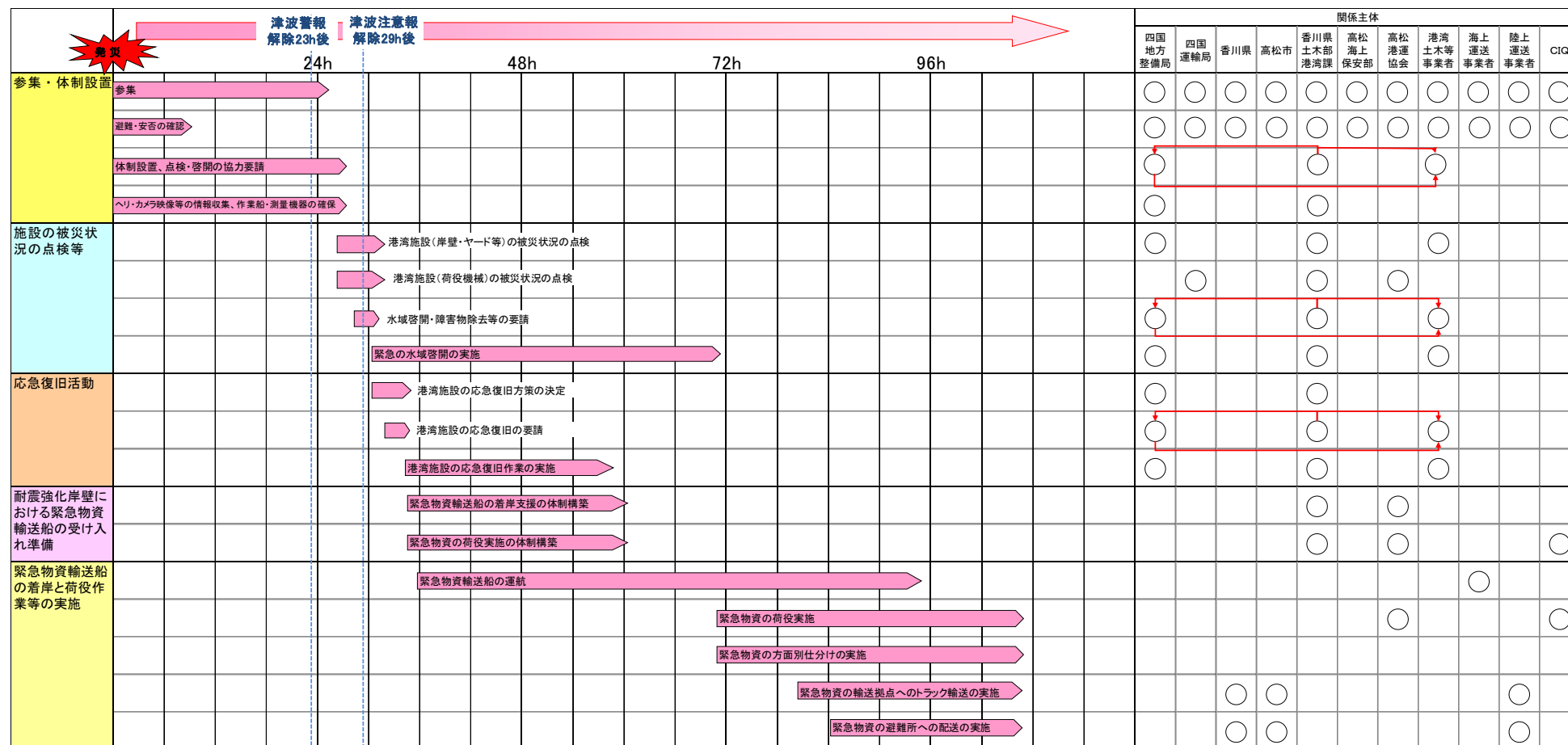
②対処行動の実施方針と目標時間（案）

	目 標 時 間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除*からの経過時間)	実 施 方 針
参集・体制設置	3 時間以内	参集場所の付近や、参集場所が津波の影響を受けない場所にある者は、参集する。
	9 時間以内	体制を設置し、点検・啓開を要請する。
	12 時間以内	各機関の災害時の指揮命令系統に従い、避難・安否確認を行う。
	20 時間以内	ヘリ・カメラ映像等の情報収集、作業船・測量機器を確保する。
	26 時間以内 (3 時間以内)	参集により津波の被害を受けるおそれのある者は、津波警報の解除の後に参集する。
施設の被災状況の点検等	26 時間以内 (3 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（荷役機械）の被災状況の点検を開始する。
	31 時間以内 (8 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の被災状況の点検を終了する。 朝日地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を開始する。
	71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を終了する。（※優先区域の啓開時間 40 時間* ¹ と想定。）
応急復旧活動	35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧の方策を決定する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧作業を開始する。
	71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	71 時間以内	緊急物資輸送船舶の着岸を支援するための着岸位置の標示、綱取り等の業務が実施できる体制を構築する。 代替の荷役機械の活用も含め、緊急物資輸送船からの揚荷の荷役が実施できる体制を構築する。
緊急物資輸送船舶の着岸と荷役作業等の実施	71 時間以内	緊急物資輸送船が着岸し、緊急物資の揚荷の荷役を開始する。 揚荷した緊急物資の方面別仕分けを開始する。
	83 時間以内	方面別仕分けした緊急物資の、高松市内の輸送拠点へのトラック輸送を開始する。
	95 時間以内	高松市内の輸送拠点から各避難所へ、緊急物資が到着する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後*¹に解除されるものと仮定している。

(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

図 対処行動の流れと関係主体（案）



※国、自治体の関係主体には、原則として各機関の災害対策本部、出先機関も含まれる。

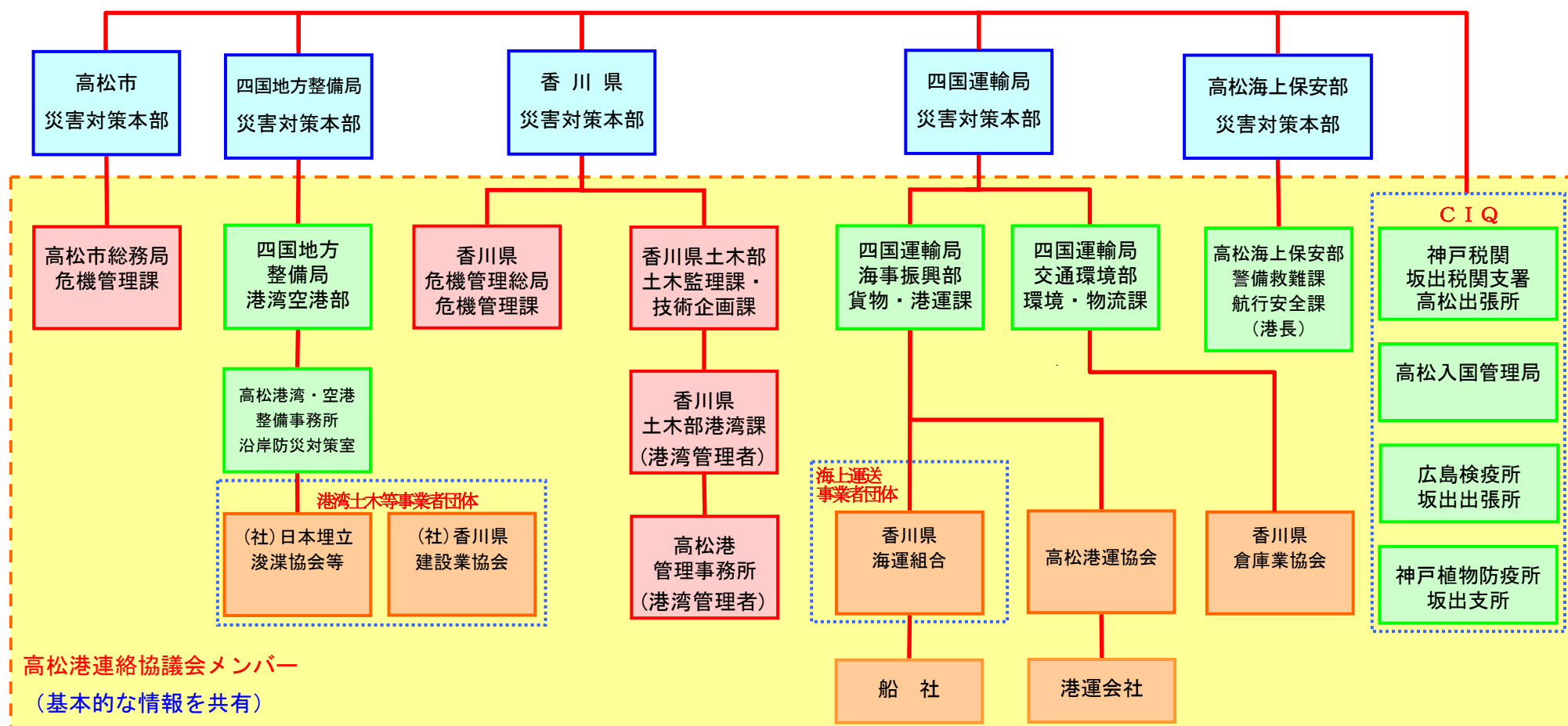
→ 関係機関への要請

(3) 業務継続のための情報連絡系統

①全体の連携体制

- ・ 緊急物資輸送活動全体としては、以下のような関係主体の連携体制により実施する。
- ・ 基本的には、通常業務の関係を活かし、必要に応じて港湾管理者及び国を中心とした横断的な連携活動を実施する。
- ・ 高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

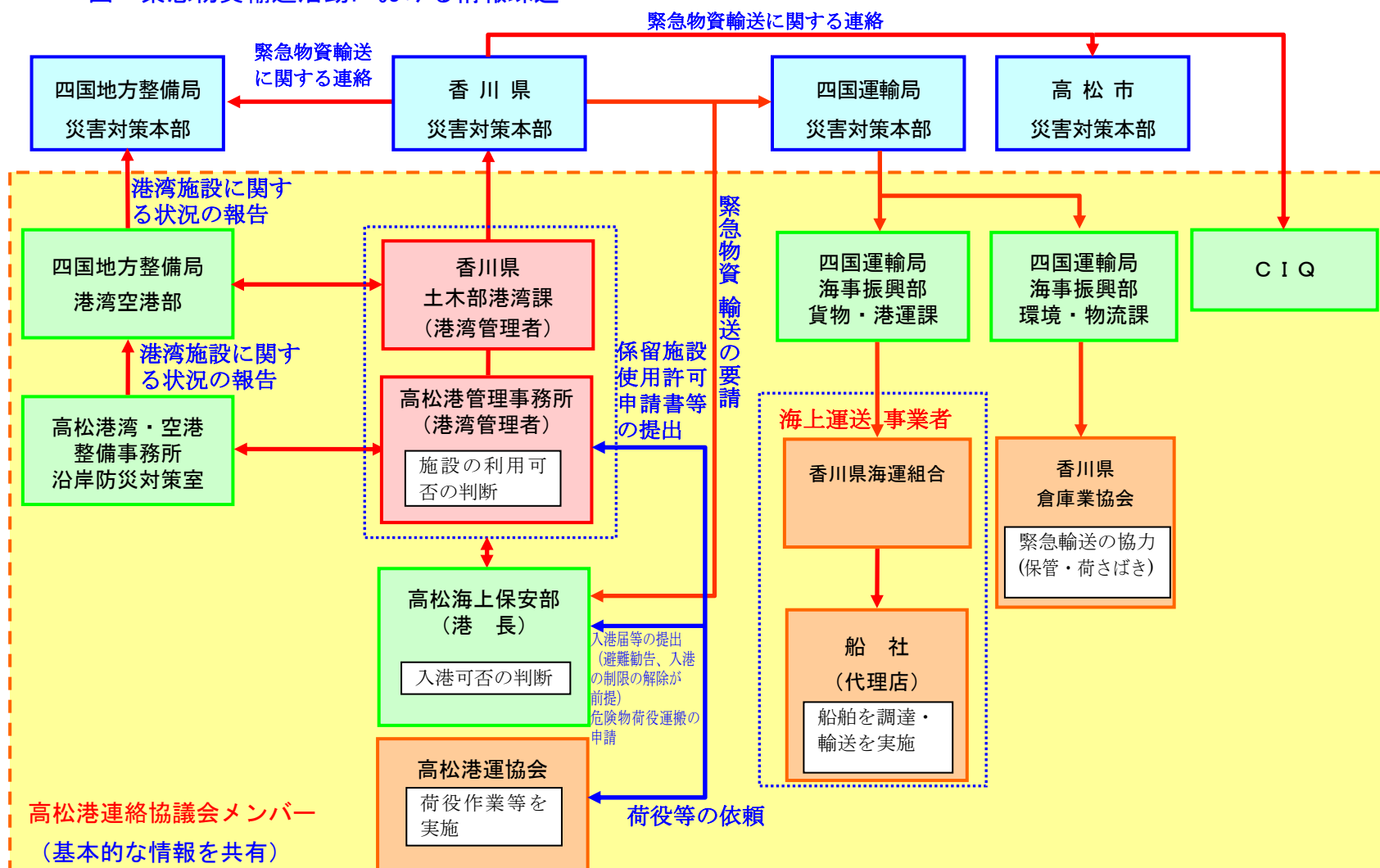
図 緊急物資輸送活動全体の関係主体の連携体制



②関係者間における対処行動の情報疎通体制

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 緊急物資輸送活動における情報疎通



- 海上經由の一連の緊急物資輸送活動の情報疎通
- ・関係主体
 - ：四国地方整備局
 - ：高松港湾・空港整備事務所
 - ：四国運輸局
 - ：高松海上保安部
 - ：C I Q
 - ：香川県災害対策本部
 - ：高松市災害対策本部
 - ：香川県土木部港湾課
 - ：高松港管理事務所
 - ：高松港運協会
 - ：海上運送事業者
 - －荷役の実動部隊として、高松港運協会が関わる。
 - －緊急物資輸送船舶の運航は、四国地方海運組合連合会等の海上運送事業者団体の所属船社が行う。
 - －船社（代理店）は入港に関する手続き、荷役の手配等を実施する。
 - ・情報はそれぞれの上位機関や関連機関に伝達される。
 - ・港湾管理者側と四国地方整備局側では、港湾施設の被災状況について、ヤードの沈下量の数値等、詳細なデータについても共有する。

6. 企業物流継続活動について

(1) 目標

① 背景

港湾は、古くより海上交通・物流の拠点であり、今日においては社会の発展基盤となる、最も重要な社会資本の一つとなっている。特に、我が国の国際物流において、その貿易量の9割以上が海上貨物であることを考慮すると、港湾は国際物流の主力を担う、重要な施設であるといえる。

大規模な地震等の発生時においては、道路、建物等の他の施設と同様、港湾も被災することが想定され、岸壁自体の物理的な損傷、ヤード・エプロンの液状化、上屋の倒壊、荷役機械の損傷等の陸上側の被災のほか、障害物による航路、泊地の機能阻害等の海側の被災も想定される。

港湾が被災して利用できない場合、普段当該港湾を利用する荷主企業は、代替の港湾を活用し、代替港と自社の工場、事業所等の間をトラック輸送等で横持ち輸送することも想定されるが、遠方の港湾から横持ち輸送するのは、非効率的なだけでなく、荷主にとって横持ち費用が余分な負担となる。

また、被災による港湾の閉鎖が長期となった場合、かつての阪神・淡路大震災後の神戸港のように、他港にシフトした船荷が復旧後も戻らず、港湾貨物取扱量が減少し、港湾の相対的な地位の低下を招くということも想定される。

よって、大規模地震発生による港湾の被災に対しては、被災程度が比較的軽い施設の応急復旧等により、可及的速やかに企業物流を再開することが求められる。

さらに、陸上交通と比較して海上交通のインフラの被災程度が小さい場合には、陸上輸送から海上輸送へのシフトや、通常の荷主企業以外が高松港を利用することも想定されるので、国民生活の観点での優先度に基づく、港湾の利用調整についても考慮する必要がある。

② 目標の設定

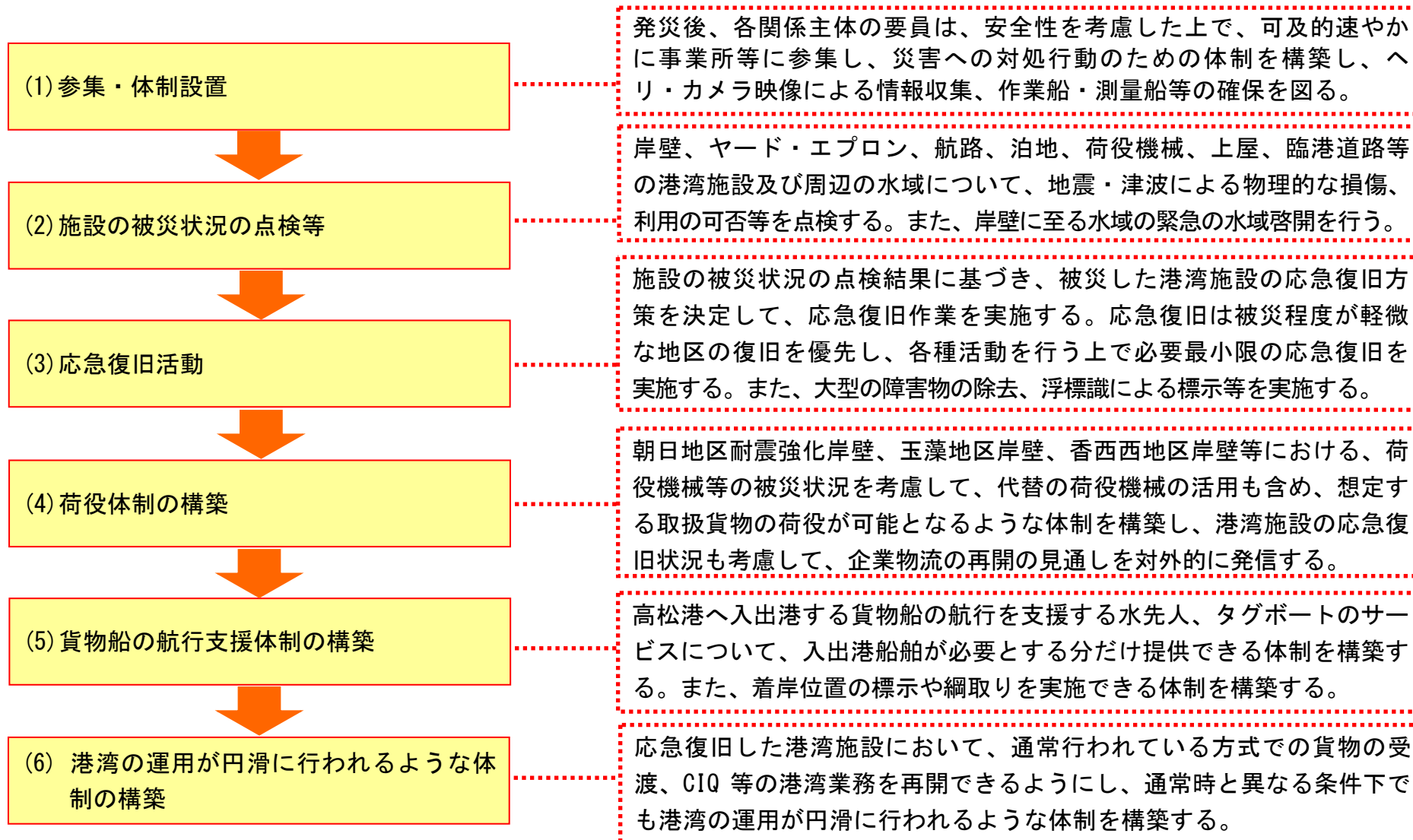
- [1] 発災から72時間以内に、高松港における企業物流の再開の見通しを対外的に発信する。
- [2] 発災から1週間以内に、高松港朝日地区耐震強化岸壁におけるコンテナ貨物の取り扱い、玉藻地区岸壁におけるフェリー貨物の取り扱いを一部再開可能とする。
- [3] 発災から2週間以内に、高松港朝日地区耐震強化岸壁における外貿バルク貨物の取り扱い、香西地区岸壁における内貿バルク貨物の取り扱いを一部再開可能とする。
- [4] 発災から1ヵ月以内に、高松港朝日地区C地区、玉藻地区中央突堤における、フェリー貨物の取扱を再開可能とする。

以上の項目の実現を目標とするが、陸上交通等の被災状況によっては、通常の海上貨物以外の貨物の取り扱いも考慮する。なお、朝日地区耐震強化岸壁におけるコンテナ貨物の取り扱いについては、荷役機械の代替調達の困難さや、各種貨物の輻輳による作業スペースの問題があることから、近隣岸壁の耐震化等、その対応に向けた更なる検討が必要である。

(2) 対処行動と目標時間

① 対処行動

各関係者の対処行動の流れを以下に示す。



②対処行動の実施方針と目標時間（案）

	対象 地区	目 標 時 間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行 動 目 標
参集・体制設置		3 時間以内	参集場所の付近や、参集場所が津波の影響を受けない場所にある者は、参集する。
		9 時間以内	体制を設置し、点検・啓開を要請する。
		12 時間以内	各機関の災害時の指揮命令系統に従い、避難・安否確認を行う。
		20 時間以内	ヘリ・カメラ映像等の情報収集、作業船・測量機器を確保する。
		26 時間以内 (3 時間以内)	参集により津波の被害を受けるおそれのある者は、津波警報の解除の後に参集する。
施設の被災状況 の点検等	朝日	27 時間以内 (4 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（荷役機械）の被災状況の点検を開始する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の被災状況の点検を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
	香西西 玉藻	35 時間以内 (12 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	香西西、玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日、香西西、玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を開始する。（※優先区域の啓開時間 40 時間 ^{*1} と想定）
		48 時間以内 (12 時間以内)	玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開を終了する。
		71 時間以内 (36 時間以内)	朝日、香西西地区に至る水域について、緊急の水域啓開を終了する。
応急復旧活動	朝日	35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する 朝日地区C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後^{*1}に解除されるものと仮定している。

(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象 地区	目 標 時 間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行 動 目 標
応急復旧活動	朝日	1 週間以内	朝日地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		1 ヶ月以内	朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する
	玉藻 香西西	71 時間以内 (48 時間以内)	香西西、玉藻地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。
			香西西、玉藻地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
	玉藻	1 週間以内	玉藻地区の臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			玉藻地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		1 ヶ月以内	玉藻地区岸壁等の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
			玉藻地区中央突堤の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
	香西西	2 週間以内	香西西地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		2 週間以内	香西西地区の臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			香西西地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
荷役体制の構築	朝日 玉藻	1 週間以内	荷役機械等の被災状況を考慮して、代替の荷役機械の活用も含め、朝日、玉藻地区の対象とする岸壁において、コンテナ、フェリー貨物の荷役が可能となるような体制を迅速に構築する。
		2 週間以内	荷役機械等の被災状況を考慮して、代替の荷役機械の活用も含め、朝日、香西西地区の対象とする岸壁において、外貨バルク貨物、内貨バルク貨物の荷役が可能となるような体制を迅速に構築する。
		72 時間以内	港湾施設の応急復旧状況等を考慮して、企業物流再開の見通しにつき、対外的な発信を開始する。
貨物船の航行支援体制の構築		1 週間以内	水先人を必要とする船舶について、水先人が乗船できる体制とする。
			タグボートによる操船支援が必要な船舶について、必要な隻数を用意できる体制とする。
			貨物船の着岸を支援するための着岸位置の標示、綱取り等の業務が実施できる体制を構築する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※1 に解除されるものと仮定している。

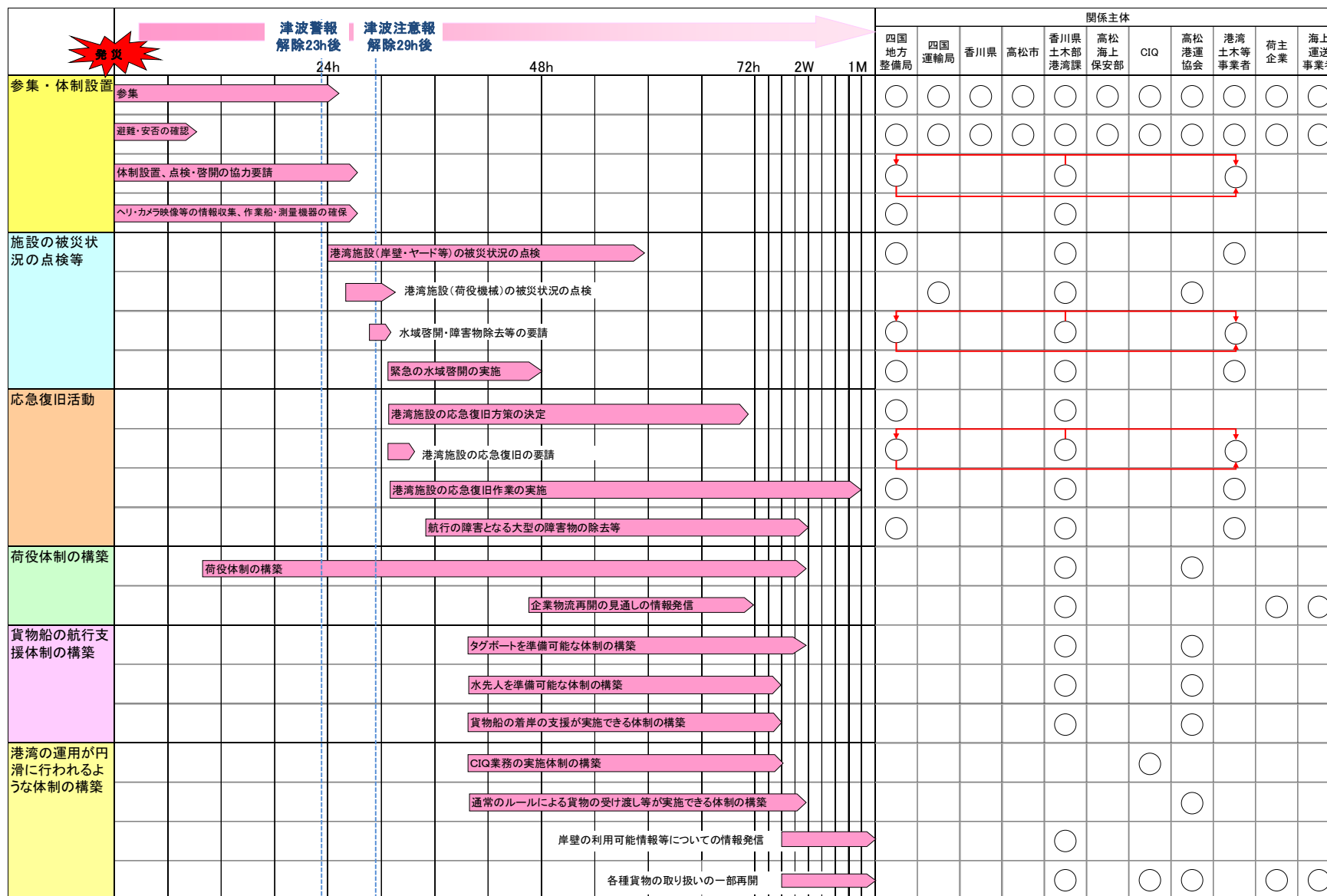
(※1「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象 地区	目 標 時 間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行 動 目 標
港湾の運用が円滑に行われるような体制の構築	朝日 玉藻	1 週間以内	朝日地区耐震強化岸壁における、C I Q業務の実施体制を構築する。
			朝日地区耐震強化岸壁において、通常の貨物受渡ルールによる外貿・内貿コンテナ貨物の受渡の手続き等が実施できる体制を構築する。
			高松港の朝日、玉藻地区の岸壁の利用可能状況について情報発信し、外貿・内貿コンテナ貨物、フェリー貨物の取り扱いを一部再開可能とする。
	朝日 香西西	2 週間以内	朝日地区耐震強化岸壁において、通常の貨物受渡ルールによるバルク貨物の受渡の手続き等が実施できる体制を構築する。
			高松港の朝日、香西西地区の岸壁の利用可能状況について情報発信し、外貿・内貿バルク貨物の取り扱いを一部再開可能とする。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※¹に解除されるものと仮定している。

(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

図 対処行動の流れと関係主体(案)



※国、自治体の関係主体には、原則として各機関の災害対策本部、出先機関も含まれる。

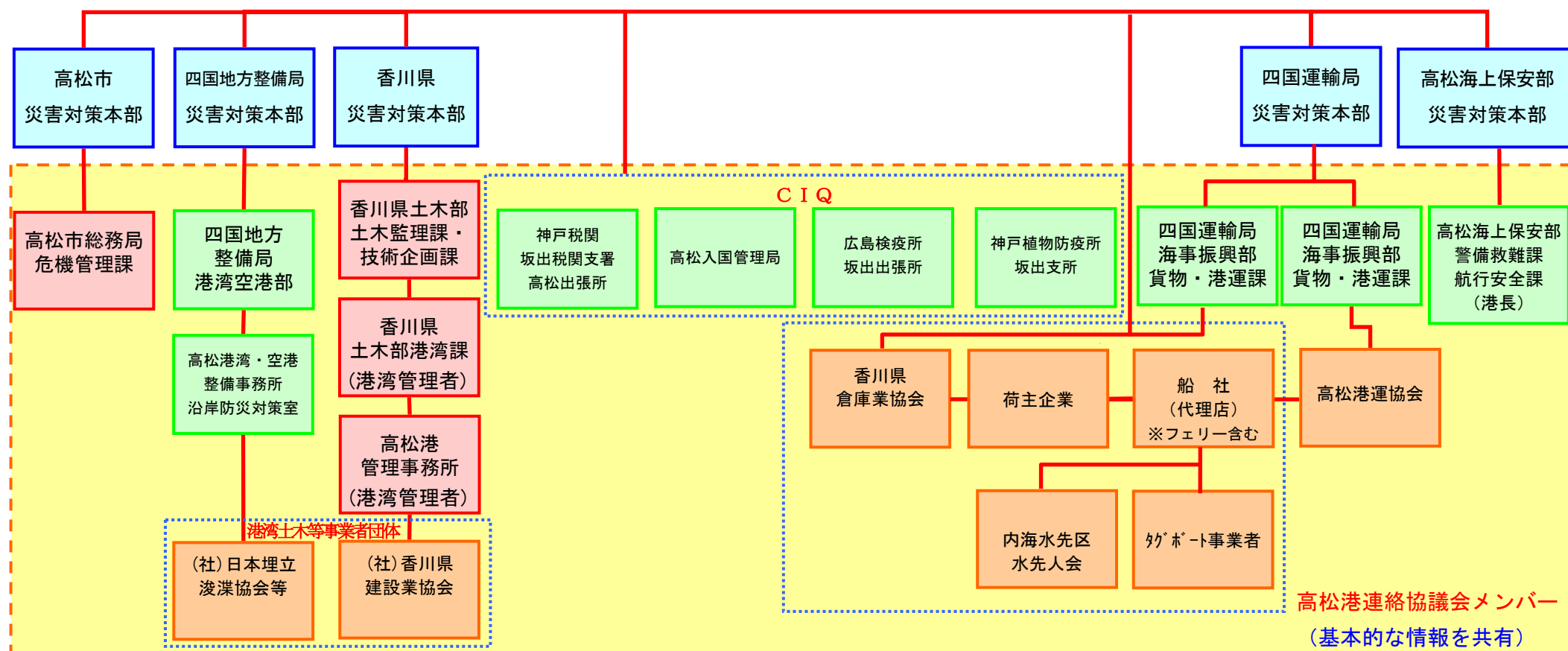
→ 関係機関への要請

(3) 業務継続のための情報連絡系統

①全体の連携体制

- ・ 企業物流継続活動全体としては、以下のような関係主体の連携体制により実施する。
- ・ 基本的には、通常業務の関係を活かし、必要に応じて港湾管理者及び国を中心とした横断的な連携活動を実施する。
- ・ 高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

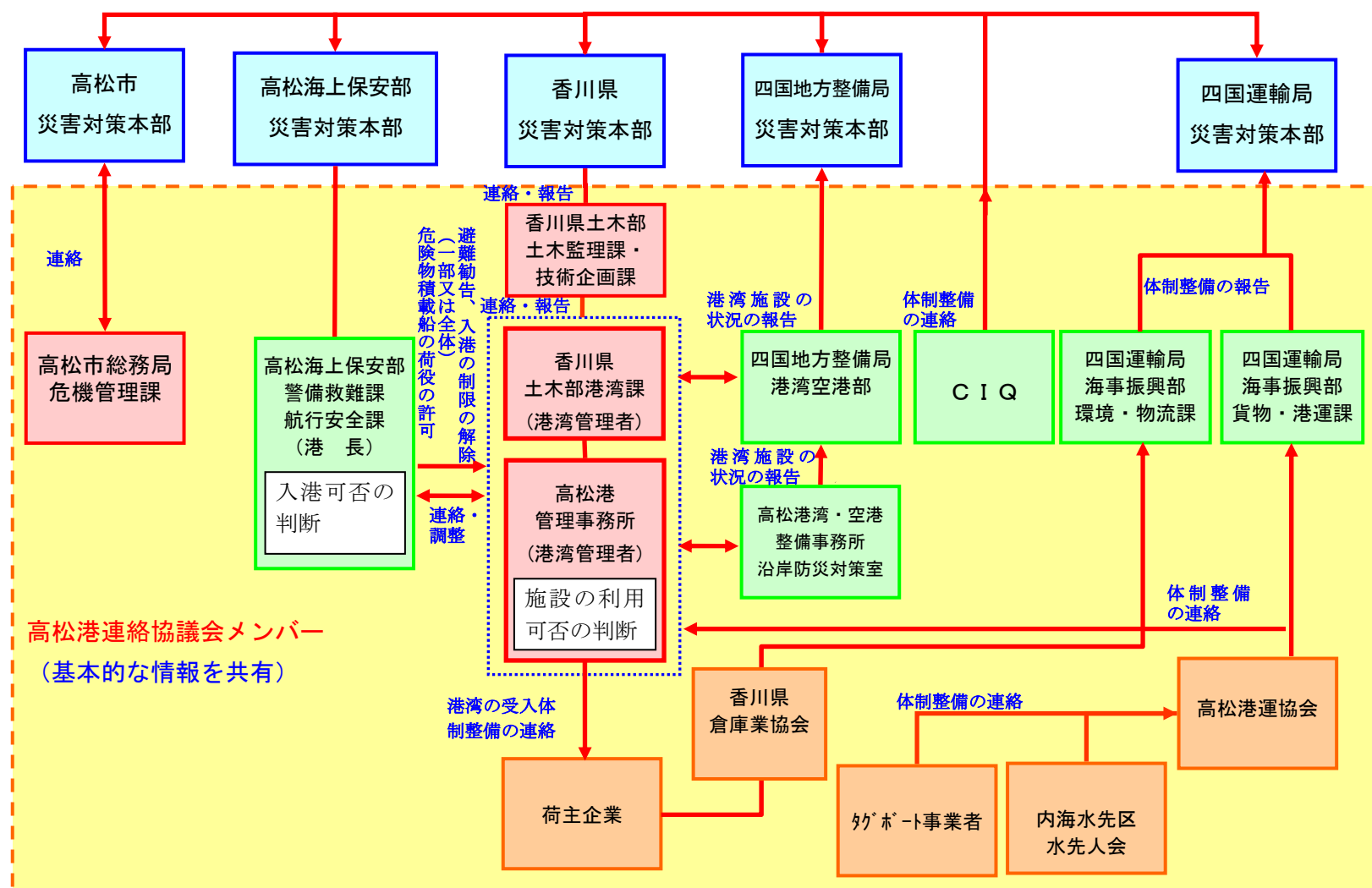
図 企業物流継続活動全体の関係主体の連携体制



②関係者間における対処行動の情報疎通体制

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 企業物流の再開の見通し判断に関する情報疎通



- 高松港の企業物流再開に関する情報疎通体制
- ・ 関係主体
 - ： 四国地方整備局
 - ： 高松港湾・空港整備事務所
 - ： 四国運輸局
 - ： 高松海上保安部
 - ： C I Q
 - ： 香川県災害対策本部
 - ： 高松市災害対策本部
 - ： 香川県土木部港湾課
 - ： 高松港管理事務所
 - ： 高松港コンテナ・ターミナル振興協議会
 - ： 荷主企業
 - ： 高松港運協会 等
 - 一 高松港運協会、内海水先区水先人会、タグボート事業者が業務実施の体制整備の連絡をする
- ・ 情報はそれぞれの上位機関や関連機関に伝達される。
- ・ 港湾管理者側と四国地方整備局側では、港湾施設の被災状況について、ヤードの沈下量の数値等、詳細なデータについても共有する。

7. 人の海上輸送活動について

(1) 目標

①背景

大規模な地震等が発生した際、鉄道、道路等の交通インフラが被災し、交通機能の寸断が発生し、通勤者、通学者、買物客等の多くの帰宅困難者が発生することが想定される。

帰宅困難者の帰宅は、原則として自力での徒歩帰宅であり、一般的に行政の帰宅困難者対策としては、必要な情報の提供や避難所等の提供等、徒歩帰宅の支援が想定されている。

しかし、長距離の徒歩帰宅の体力的、時間的な負担を考えると、可能な限りバス、鉄道等の輸送手段を復旧させ、帰宅支援に活用するのが適切である。

輸送手段の確保を考える場合、地震による陸上交通の寸断や、通行ルートの不足による渋滞が想定されることを考慮すると、海に面した地域の場合、船舶の活用は有効な輸送手段となる。

特に、本州側の宇野、阪神地域のほか、小豆島等の島しょ部との間のフェリー輸送の重要な拠点となっている高松市においては、帰宅困難者の海上輸送、旅客船等の定期航路の早期復旧のほか、帰宅困難者の帰宅支援のための臨時航路の開設も想定される。

②目標の設定

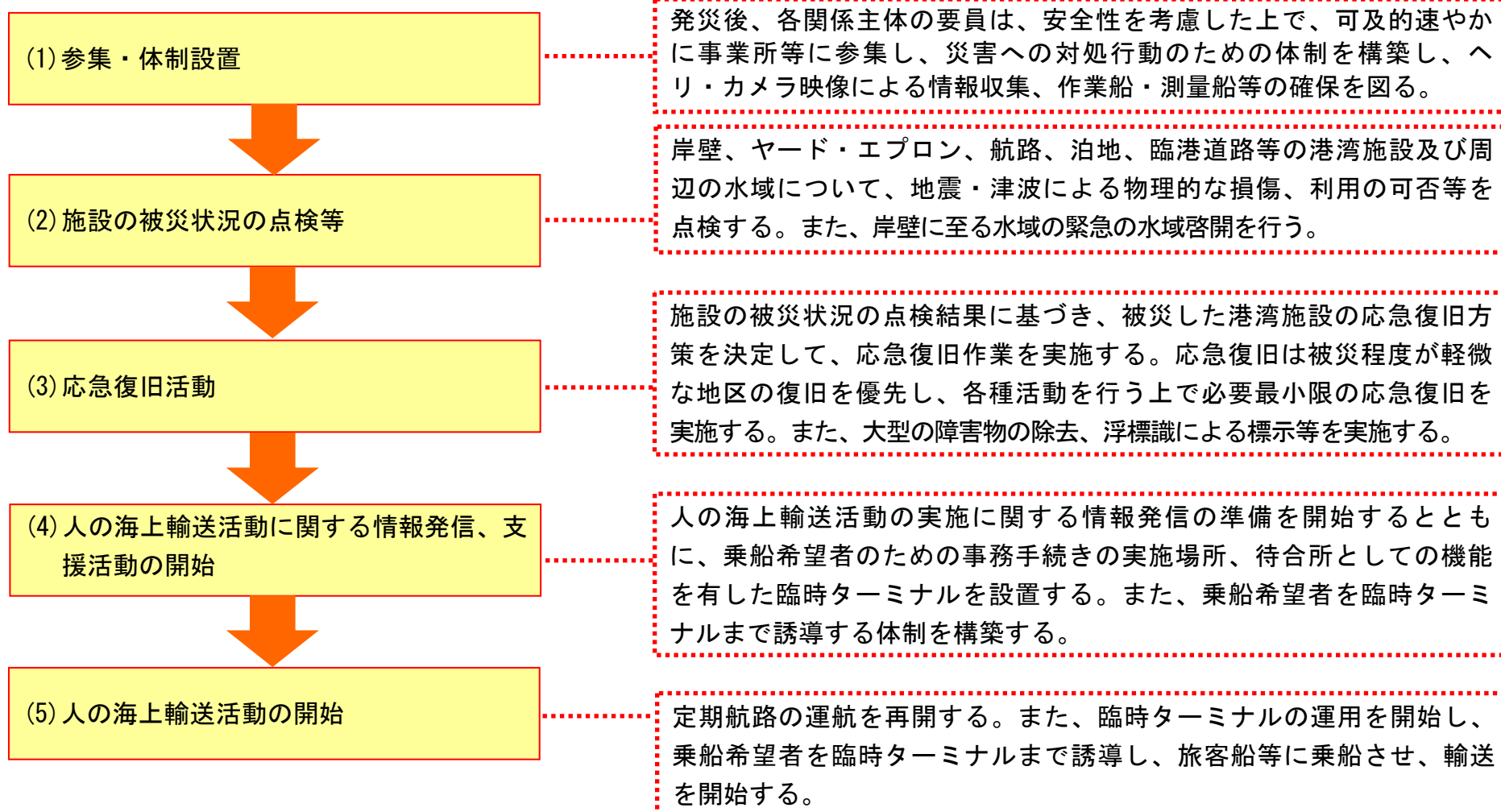
以下の項目の実現を目標とする。

- [1] 発災から 35 時間以内に、高松港玉藻地区県営浮棧橋における定期旅客船（高速艇）航路の運航を再開するとともに、必要に応じ定期航路以外の帰宅支援の海上輸送活動を開始する。
- [2] 発災から 59 時間以内に、高松港朝日地区の耐震強化岸壁からの、定期航路以外の帰宅支援の海上輸送活動を必要に応じ開始する。
- [3] 発災から 1 週間以内に、高松港玉藻地区岸壁において、定期フェリー航路の運航を再開する。
- [4] 発災から 1 ヶ月以内に、高松港朝日地区C地区、玉藻地区中央突堤において、定期フェリー航路の運航を再開する

(2) 対処行動と目標時間

① 対処行動

各関係者の対処行動の流れを以下に示す。



②対処行動の実施方針と目標時間（案）

	対象地区	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	行動目標
参集・体制設置		3 時間以内	参集場所の付近や、参集場所が津波の影響を受けない場所にある者は、参集する。
		9 時間以内	体制を設置し、点検・啓開を要請する。
		12 時間以内	各機関の災害時の指揮命令系統に従い、避難・安否確認を行う。
		20 時間以内	ヘリ・カメラ映像等の情報収集、作業船・測量機器を確保する。
		26 時間以内 (3 時間以内)	参集により津波の被害を受けるおそれのある者は、津波警報の解除の後に参集する。
施設の被災状況の点検等	朝日	27 時間以内 (4 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区 C 地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
	玉藻	27 時間以内 (4 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）の被災状況の点検を開始する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）の被災状況の点検を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を終了する。
		31 時間以内 (8 時間以内)	朝日、玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を開始する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	玉藻地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を終了する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区に至る水域について、緊急の水域啓開を終了する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	四国旅客船協会等に所属する、海上運送事業者の船舶に係る被害状況の情報を収集する。
応急復旧活動	朝日	35 時間以内 (12 時間以内)	朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。 朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
		59 時間以内 (36 時間以内)	朝日地区に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。 朝日地区の耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。 朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
		1 週間以内	朝日地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※¹に解除されるものと仮定している。

(※ 1 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象地区	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	実施方針
応急復旧活動	朝日	1ヶ月以内	朝日地区 C 地区の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
	玉藻	31 時間以内 (8 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）への迅速な応急措置を開始する。
		35 時間以内 (12 時間以内)	玉藻地区の港湾施設（浮桟橋、緑地等）への迅速な応急措置を終了し、供用を開始する。
		71 時間以内 (48 時間以内)	玉藻地区岸壁等の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧方策を決定する。
			玉藻地区岸壁等の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を開始する。
		1 週間以内	玉藻地区に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
			玉藻地区に至る水域の、航行の障害となる大型の障害物の除去等を終了する。
		1ヶ月以内	玉藻地区岸壁等の対象とする港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。
人の海上輸送活動に関する情報発信等の開始	玉藻 (浮桟橋)	23 時間以内	人の海上輸送活動における、船舶の運航スケジュール等に関する情報発信を実施する。
			乗船希望者のための事務手続きの実施場所、待合所としての機能を持つ臨時ターミナルを設置し、乗船希望者を臨時ターミナルまで誘導する体制を構築する。
		35 時間以内	玉藻地区県営浮桟橋における、旅客船、高速艇の着桟支援活動の体制を構築する。
	朝日 (耐震強化岸壁)	58 時間以内	人の海上輸送活動における、船舶の運航スケジュール等に関する情報発信を実施する。
			乗船希望者のための事務手続きの実施場所、待合所としての機能を持つ臨時ターミナルを設置し、乗船希望者を臨時ターミナルまで誘導する体制を構築する。
		59 時間以内	帰宅困難者の帰宅支援に当たる船舶の、着岸支援活動の体制を構築する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※1に解除されるものと仮定している。

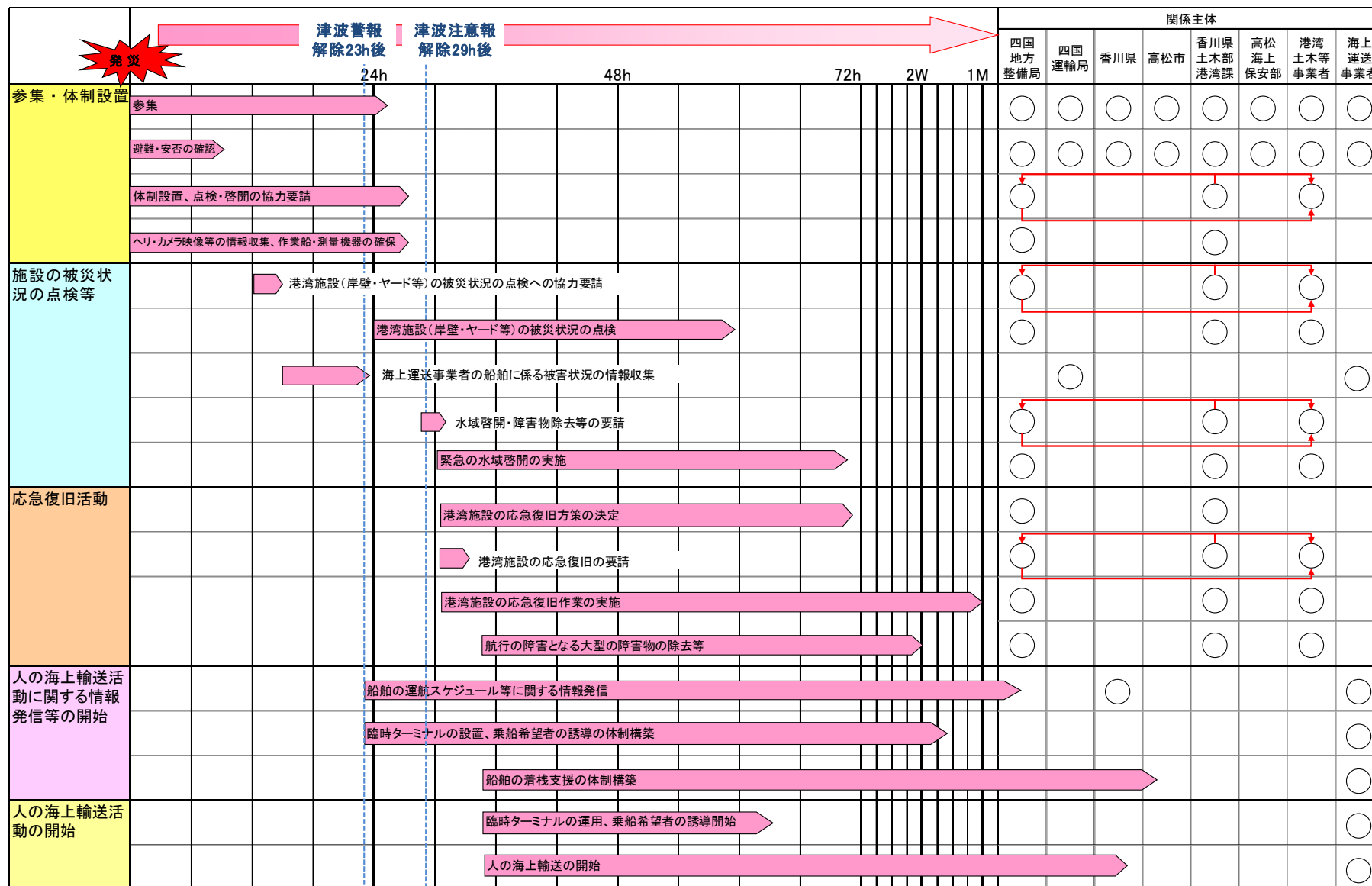
(※1「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

	対象 地区	目 標 時 間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除*からの経過時間)	実 施 方 針
人の海上輸送 活動に関する 情報発信等の 開始	玉藻	1 週間以内	人の海上輸送活動における、船舶の運航スケジュール等に関する情報発信を実施する。
			乗船希望者のための事務手続きの実施場所、待合所としての機能を持つ臨時ターミナルを設置し、乗船希望者を臨時ターミナルまで誘導する体制を構築する。
			玉藻地区岸壁における、フェリーの着岸支援活動の体制を構築する。
	朝日 玉藻(中央突堤)	1 ヶ月以内	朝日地区C地区における、フェリーの着岸支援活動の体制を構築する。 玉藻地区中央突堤における、フェリーの着岸支援活動の体制を構築する。
人の海上輸送 活動の開始	玉藻 (浮桟橋)	35 時間以内	臨時ターミナルの運用、乗船希望者の誘導を開始する。
			船舶が入港、着桟し、乗船希望者が船舶に乗船、人の海上輸送を開始する。
	朝日 (耐震強化岸壁)	47 時間以内	人の海上輸送活動により帰宅支援した帰宅困難者が、自宅に到着する。
		59 時間以内	臨時ターミナルの運用、乗船希望者の誘導を開始する。
	玉藻		船舶が入港、着岸し、乗船希望者が船舶に乗船、人の海上輸送を開始する。
		1 週間以内	玉藻地区岸壁において、定期フェリー航路が再開する。
	朝日 玉藻(中央突堤)	1 ヶ月以内	朝日地区C地区において、定期フェリー航路が再開する。
			玉藻地区中央突堤において、定期フェリー航路が再開する。

*:前提条件として、津波警報は発災 23 時間後※¹に解除されるものと仮定している。

(※1「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画 付属資料 平成 26 年 3 月 四国の港湾における地震・津波対策検討会」から設定。)

対処行動の流れと関係主体（案）



※国、自治体の関係主体には、原則として各機関の災害対策本部、出先機関も含まれる。

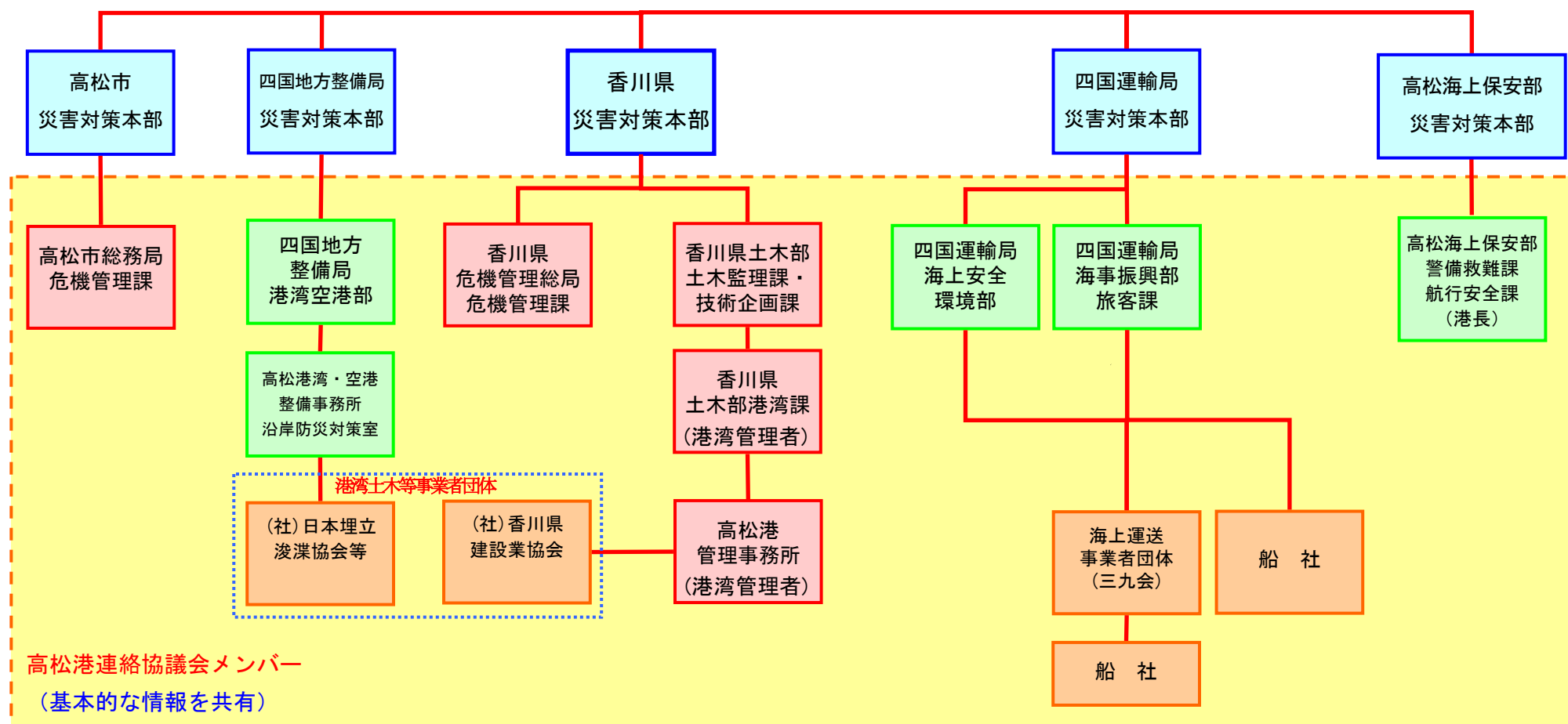
→ 関係機関への要請

(3) 業務継続のための情報連絡系統

①全体の連携体制

- ・ 人の海上輸送活動全体としては、以下のような関係主体の連携体制により実施する。
- ・ 基本的には、通常業務の関係を活かし、必要に応じて港湾管理者及び国を中心とした横断的な連携活動を実施する。
- ・ 高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

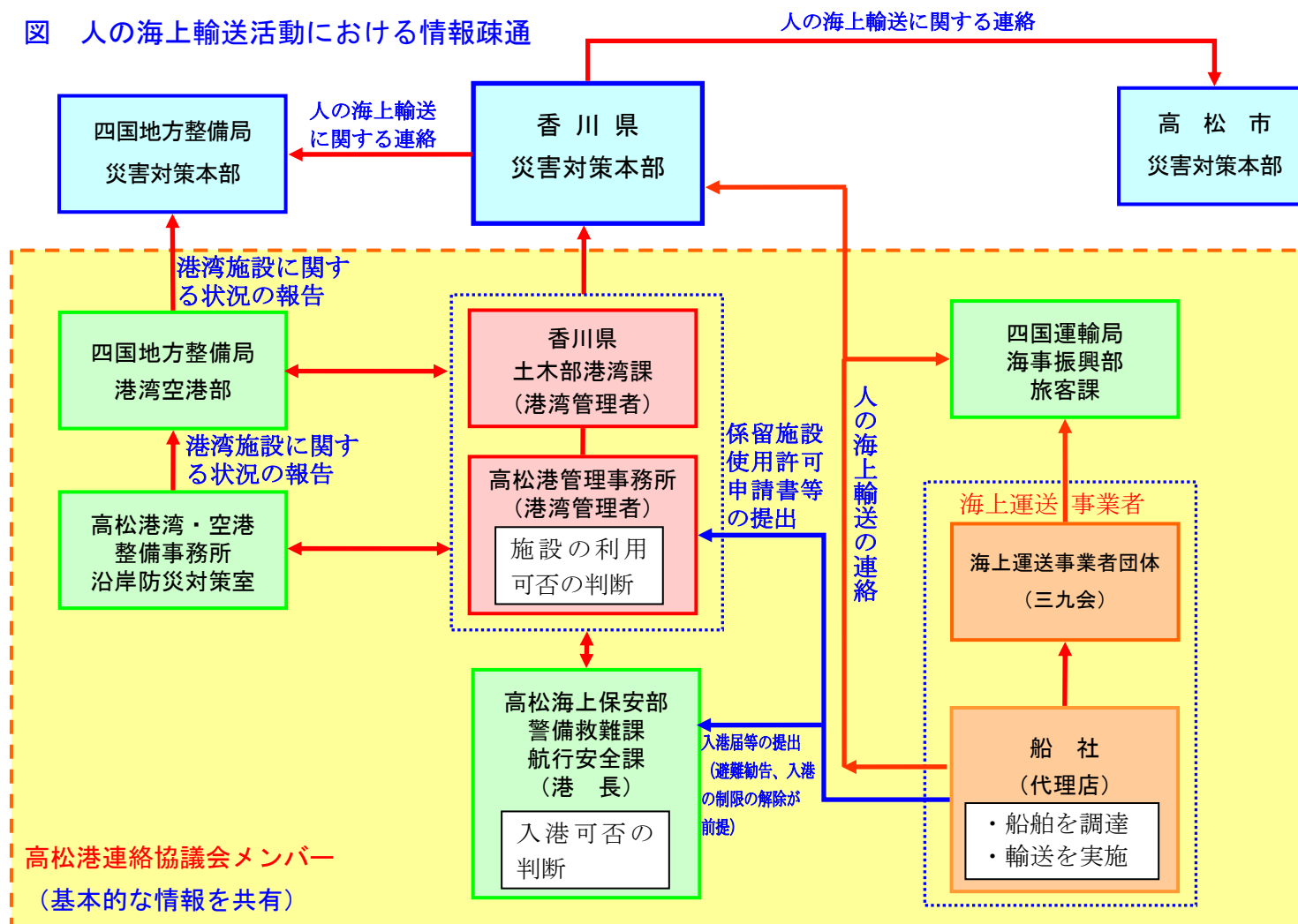
図 人の海上輸送活動全体の関係主体の連携体制



②関係者間における対処行動の情報疎通体制（臨時航路の運航のケース）

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 人の海上輸送活動における情報疎通



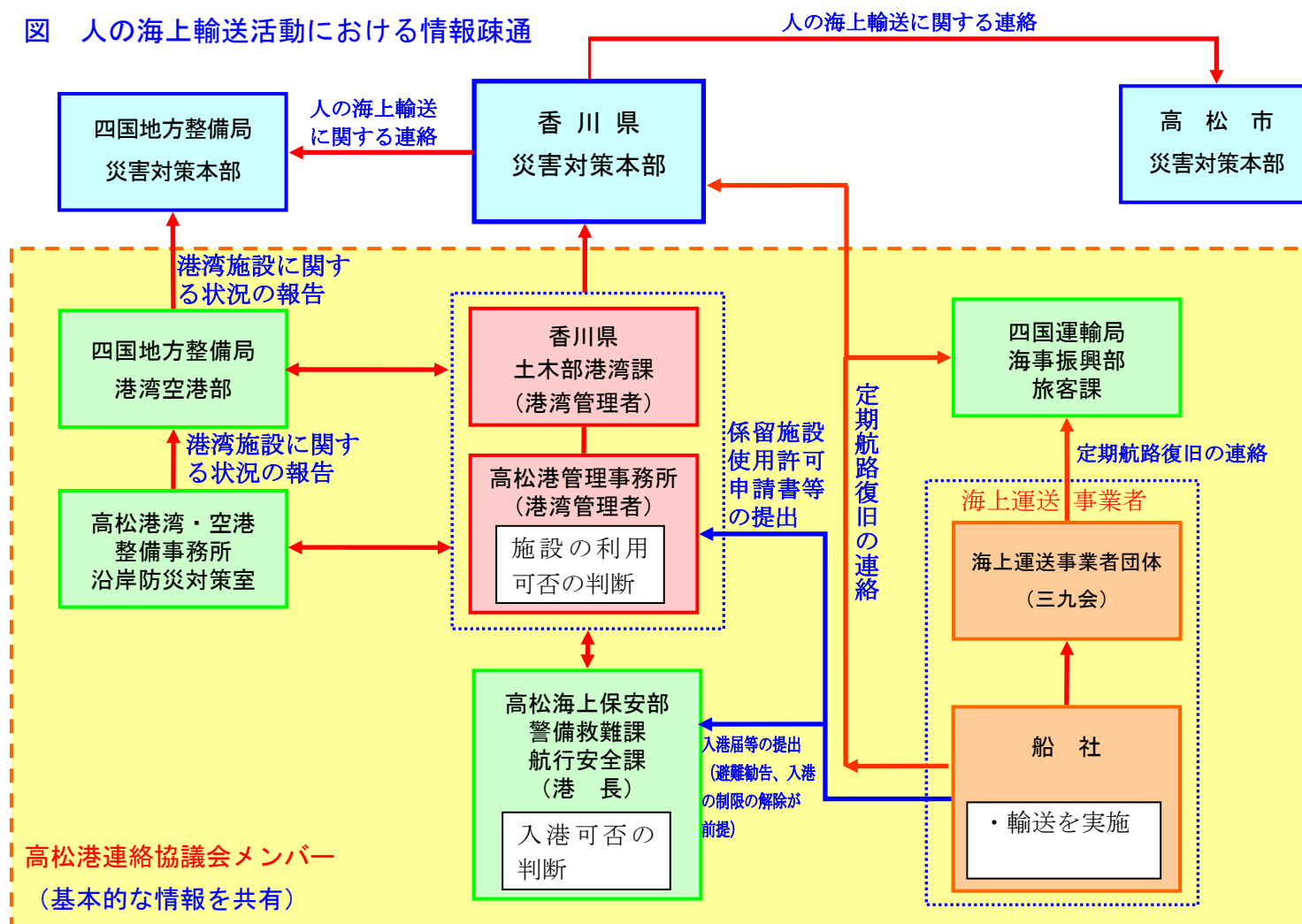
●海上経由の一連の人の海上輸送活動の情報疎通

- ・関係主体
 - ：四国地方整備局
 - ：高松港湾・空港整備事務所
 - ：四国運輸局
 - ：高松海上保安部
 - ：香川県災害対策本部
 - ：高松市災害対策本部
 - ：香川県土木部港湾課
 - ：高松港管理事務所
 - ：海上運送事業者団体
 - ：船社（代理店）
- －輸送船舶の運航は、海上運送事業者団体（三九会）等の所属船社が行う。
- －船社（代理店）は入港に関する手続き等を実施する。
- ・情報はそれぞれの上位機関や関連機関に伝達される。
- ・港湾管理者側と四国地方整備局側では、港湾施設の被災状況について、ヤードの沈下量の数値等、詳細なデータについても共有する。

③関係者間における対処行動の情報疎通体制（定期航路の運航のケース）

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・高松港連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 人の海上輸送活動における情報疎通



●海上経由の一連の人の海上輸送活動の情報疎通

- ・関係主体
 - ：四国地方整備局
 - ：高松港湾・空港整備事務所
 - ：四国運輸局
 - ：高松海上保安部
 - ：香川県災害対策本部
 - ：高松市災害対策本部
 - ：香川県土木部港湾課
 - ：高松港管理事務所
 - ：海上運送事業者団体
 - ：船社
 - 一各社は自ら担当する定期航路を復旧させる。
 - 一船社は入港に関する手続き等を実施する。
- ・情報はそれぞれの上位機関や関連機関に伝達される。
- ・港湾管理者側と四国地方整備局側では、港湾施設の被災状況について、ヤードの沈下量の数値等、詳細なデータについても共有する。